

第2回 島根県道路メンテナンス会議

○日 時：平成26年10月23日（木）
13：30～15：30

○場 所：松江国道事務所 3階大会議室
（松江市西津田2丁目6番28号）

議 事 次 第

1. 開会

2. あいさつ（国土交通省 中国地方整備局 松江国道事務所長）

3. 議 事

- ・規約の改正について
- ・点検計画の策定について
- ・島根県道路メンテナンス会議の取り組み
- ・その他

～（休憩 10分）～

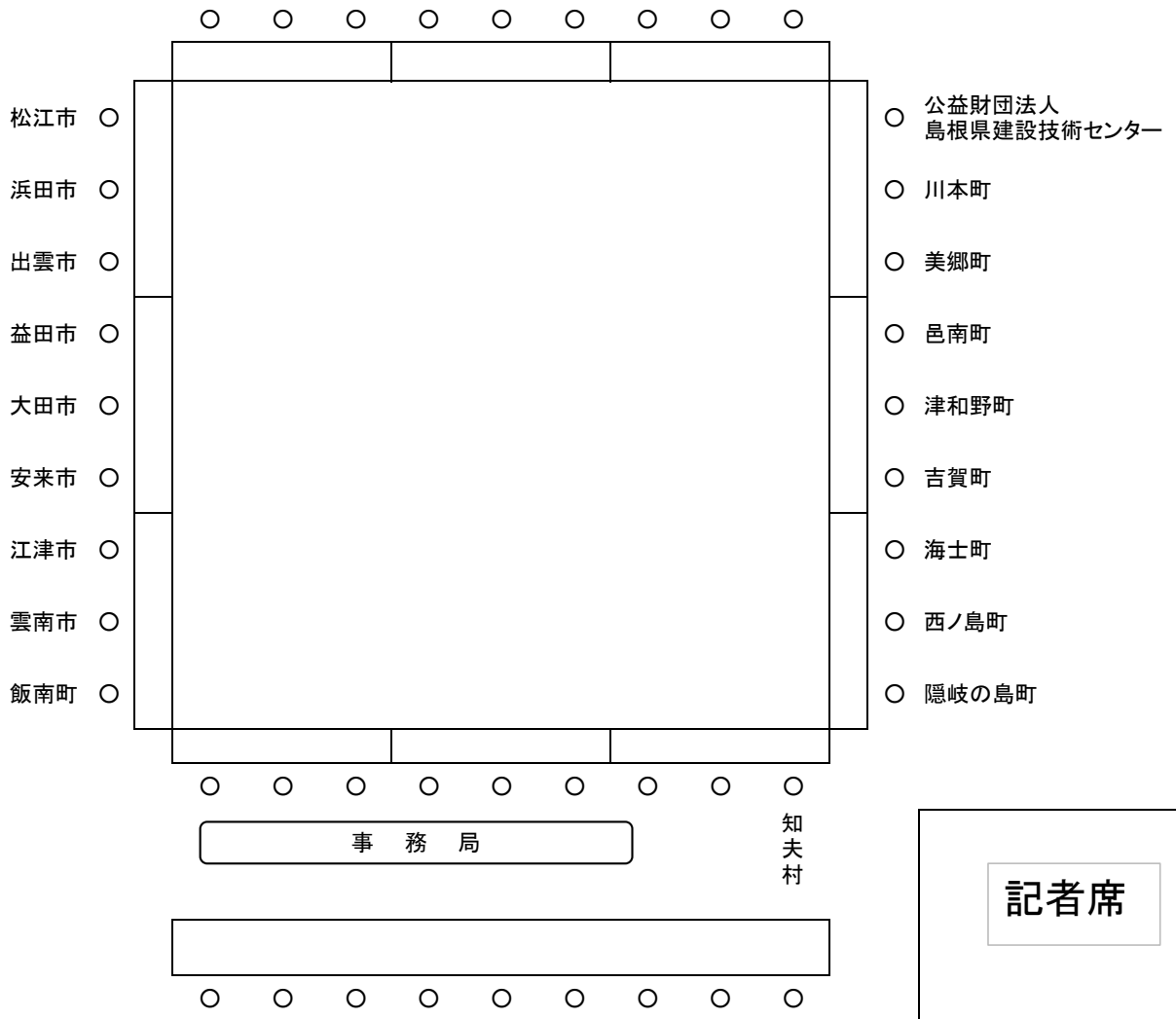
4. 連絡調整

第2回 島根県道路メンテナンス会議 出席者名簿

	所 属	役 職	氏 名	代理出席者	
				役 職	氏 名
会長	国土交通省中国地方整備局	松江国道事務所長	新田 恭士		
副会長	国土交通省中国地方整備局	浜田河川国道事務所長	松本 治男		
	国土交通省中国地方整備局	三次河川国道事務所長	—	副所長	田中 敏彦
副会長	島根県土木部道路維持課	道路維持課長	山崎 泰助		
	島根県土木部技術管理課	長寿命化推進室長	境 英治		
副会長	西日本高速道路株式会社中国支社	松江高速道路事務所長	山根 潤二		
	西日本高速道路株式会社中国支社	千代田高速道路事務所長	—	副所長	金尾 剣一
	松江市	都市整備部長	石橋 修二		
	浜田市	建設部長	—	課長	岡本 英二
	出雲市	都市建設部長	—	道路河川維持課長	長見 康弘
	益田市	建設部長	河野 昌之		
	大田市	建設部長	田中 功		
	安来市	基盤整備部長	作野 立生	(随行)課長	花谷 吉文
	江津市	建設部長	二上 拓也		
	雲南市	建設部長	—	課長	菅田 雅人
	奥出雲町	建設課長	欠席		
	飯南町	建設課長	—	課長補佐	大坂 俊光
	川本町	地域整備課長	森川 和友		
	美郷町	建設課長	赤穴 清		
	邑南町	建設課長	—	主任主事	砂田 健史
	津和野町	建設課長	—	係長	齋藤 隆司
	吉賀町	建設水道課長	—	主事	岩本 翔
	海士町	環境整備課長	—	主査	宇野 伸二
	西ノ島町	環境整備課長	中板 健		
	知夫村	建設課長	崎 秀政		
	隠岐の島町	建設課長	—	課長補佐	田中 文男
	公益財団法人島根県建設技術センター	理事長	—	業務部長	森本 正夫
オブザーバー	国土交通省中国地方整備局 道路部	地域道路調整官	高橋 利彰		
	国土交通省中国地方整備局 道路部	道路保全企画官	大久保 雅憲		
事務局	国土交通省中国地方整備局 松江国道事務所		大原 英雄		
			甲田 展丈		
			前田 孝弘		
			八幡 澄夫		
	島根県土木部 道路維持課		池森 徹		
			野坂 啓二		
			千葉 正徳		
			飯塚 拓英		
	島根県土木部 技術管理課 長寿命化推進室		山崎 新太郎		
	西日本高速道路株式会社中国支社 松江高速道路事務所 統括課		中畦 耕史		
		原 昌信			

第2回 島根県道路メンテナンス会議 【配席表】

西日本高速道路(株)中国支社
 千代田高速道路事務所長
 西日本高速道路(株)中国支社
 松江高速道路事務所長
 島根県土木部技術管理課
 長寿命化推進室長
 島根県土木部道路維持課長
 国土交通省中国地方整備局
 松江国道事務所長
 国土交通省中国地方整備局
 浜田河川国道事務所長
 国土交通省中国地方整備局
 三次河川国道事務所長
 国土交通省中国地方整備局
 国土交通省中国地方整備局
 道路部地域道路調整官
 国土交通省中国地方整備局
 国土交通省中国地方整備局
 道路部道路保全企画官



島根県道路メンテナンス会議規約

(名 称)

第1条 本会議は、「島根県道路メンテナンス会議」（以下「会議」という。）と称する。

(目 的)

第2条 会議は、道路法（昭和27年法律第180号）第28条の2に規定の「協議会」に位置付けるものとし、島根県内の道路管理を計画的、効率的に行うため、各道路管理者が相互に連絡調整等を行うことにより、道路施設等の予防保全・老朽化対策の強化等を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- 一 道路施設の維持管理等に係る情報共有・情報発信に関すること。
- 二 道路施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関すること。
- 三 道路施設の技術基準類、健全性の診断、技術的支援等に関すること。
- 四 その他道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項

(組 織)

第4条 会議は、別表1に掲げる、島根県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者等で組織する。

- 2 会議には、会長及び副会長3名を置くものとし、会長は国土交通省中国地方整備局松江国道事務所長、副会長は国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所長、島根県土木部道路維持課長及び西日本高速道路株式会社中国支社松江高速道路事務所長とする。
- 3 会長に事故等あるときは、副会長がその職務を代行する。
- 4 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため、専門部会を設置することができる。
- 5 会議には、高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者の代表者からなる幹事会を置くものとし、構成は別表2のとおりとする。
- 6 会議に、道路施設等の不具合発生時等における技術的な助言、専門的な研究機関等への技術相談の窓口を設置し、国土交通省中国地方整備局松江国道事務所管理第二課に置く。

(会議の運営)

第5条 会議は、必要に応じて会長が招集し、運営する。

- 2 会議には、必要に応じて、会長が指名する者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第6条 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集し、次の事項について調整する。

- 一 会議の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整に関すること。
- 二 会議における協議議題の調整に関すること。
- 三 その他会議の運営に際し必要となる事項の調整に関すること。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、国土交通省中国地方整備局松江国道事務所管理第二課、島根県土木部道路維持課、島根県土木部技術管理課長寿命化推進室及び西日本高速道路株式会社中国支社松江高速道路事務所に置く。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正等は、会議の審議・承認を得て行う。

(その他)

第9条 本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定める。

(附 則)

本規約は、平成26年5月27日から施行する。

平成26年10月23日 別表2改正

島根県道路メンテナンス会議 名簿

	所 属	役 職
会長	国土交通省中国地方整備局	松江国道事務所長
副会長	国土交通省中国地方整備局	浜田河川国道事務所長
	国土交通省中国地方整備局	三次河川国道事務所長
副会長	島根県土木部道路維持課	道路維持課長
	島根県土木部技術管理課	長寿命化推進室長
副会長	西日本高速道路株式会社中国支社	松江高速道路事務所長
	西日本高速道路株式会社中国支社	千代田高速道路事務所長
	松江市	都市整備部長
	浜田市	建設部長
	出雲市	都市建設部長
	益田市	建設部長
	大田市	建設部長
	安来市	基盤整備部長
	江津市	建設部長
	雲南市	建設部長
	奥出雲町	建設課長
	飯南町	建設課長
	川本町	地域整備課長
	美郷町	建設課長
	邑南町	建設課長
	津和野町	建設課長
	吉賀町	建設水道課長
	海士町	環境整備課長
	西ノ島町	環境整備課長
	知夫村	建設課長
	隠岐の島町	建設課長
	公益財団法人島根県建設技術センター	理事長
オブザーバー	国土交通省中国地方整備局 道路部	地域道路調整官
	国土交通省中国地方整備局 道路部	道路保全企画官
事務局	国土交通省中国地方整備局 松江国道事務所 管理第二課	
	島根県土木部 道路維持課	
	島根県土木部 技術管理課 長寿命化推進室	
	西日本高速道路株式会社中国支社 松江高速道路事務所 統括課	

島根県道路メンテナンス会議 幹事会名簿

	所 属	役 職
幹事長	国土交通省中国地方整備局松江国道事務所	副所長
副幹事長	国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所	副所長
	国土交通省中国地方整備局三次河川国道事務所	副所長
副幹事長	島根県土木部道路維持課	道路維持グループリーダー
	島根県土木部道路維持課	市町村道グループリーダー
副幹事長	西日本高速道路株式会社中国支社松江高速道路事務所	統括課長
	西日本高速道路株式会社中国支社千代田高速道路事務所	統括課長
	島根県松江県土整備事務所	維持課長
	島根県出雲県土整備事務所	維持課長
	島根県雲南県土整備事務所	維持課長
	島根県県央県土整備事務所	維持課長
	島根県浜田県土整備事務所	維持課長
	島根県益田県土整備事務所	維持課長
	島根県隠岐支庁県土整備局	維持課長
	島根県松江県土整備事務所広瀬土木事業所	維持課長
	島根県雲南県土整備事務所仁多土木事業所	維持管理課長
	島根県県央県土整備事務所大田事業所	維持ダム課長
	島根県益田県土整備事務所津和野土木事業所	維持課長
	島根県隠岐支庁県土整備局島前事業部	工務第二課長
	松江市都市整備部管理課	管理課長
	出雲市都市建設部道路河川維持課	道路河川維持課長
	益田市建設部土木課	土木課長
	安来市基盤整備部土木建設課	土木建設課長
	江津市建設部土木建設課	土木建設課長
	雲南市建設部業務管理課	業務管理課長
	奥出雲町建設課	課長補佐
	美郷町建設課	課長補佐
	隠岐の島町建設課	課長補佐
	飯南町建設課	課長補佐
	吉賀町水道建設課	主査
	津和野町建設課	課長補佐
	知夫村建設課	係長
	海士町環境整備課	主査
	西ノ島町環境整備課	主幹
	川本町地域整備課	課長補佐
	邑南町建設課	課長補佐
	大田市建設部土木課	土木課長
	浜田市建設部維持管理課	維持管理課長
	公益財団法人島根県建設技術センター	業務部長
オブザーバー	国土交通省中国地方整備局 道路部	地域道路課長
	国土交通省中国地方整備局 道路部	道路構造保全官
事務局	国土交通省中国地方整備局 松江国道事務所 管理第二課	
	島根県土木部 道路維持課	
	島根県土木部 技術管理課 長寿命化推進室	
	西日本高速道路株式会社中国支社 松江高速道路事務所 統括課	

島根県道路メンテナンス会議及び幹事会での意見

平成 26 年 5 月 27 日 メンテナンス会議

- ◆ 自治体から出ている課題について、網羅的に整理し優先的に対応すべき部分について目標設定を行う。
- ◆ 安全に地域格差を作らないため、同じ尺度同じ目線で取り組みを動かすことが大事
- ◆ これらについて、幹事会において確認しながらメンテナンス会議を進めていくことで合意

平成 26 年 8 月 20 日 メンテナンス会議幹事会

地域における課題として、「人材育成・技術力向上」、「人材確保」、「技術支援」、「予算確保」、「業務効率化」「点検修繕優先度」等について意見交換

- 「人材育成・技術力向上」、「人材確保」、「技術支援」については、県内で積極的に点検講習会を実施し技術力向上を目指す。職員のみならずコンサルタントにも参加を促し県内での底上げを行う。また、時期や内容について市町村にヒアリングを実施し、要望を取りまとめる。
- 「予算確保」「点検修繕優先度」について、新しい点検要領に基づき、今後点検費用の把握も含めその点検方法・現場条件が妥当かどうかの検証をすべての自治体において今年度中に橋梁点検を実施、その橋梁の選定は橋梁定期点検の優先順位の考え方をベースとして設定する。なお、点検の実施方法については市町村にヒアリングを実施し確認する。
- 「業務効率化」については、全市町村にヒアリングを実施し、整理・検討を進めていく。

平成 26 年 9 月 24 日～10 月 9 日 市町村個別ヒアリング

幹事会の意見を踏まえ、「人材育成・技術力向上」や「技術支援」に関して、支援メニューやその内容についての確認、今年度各自治体において、新しい点検要領に基づき、点検費用や点検方法の検証が出来るかの確認、また次年度以降の業務効率化について確認を行った。

- ◆ 支援メニューやその内容について
 - 点検講習会等の実施に加え、その回数や場所（東部・西部・隠岐）での要望あり
 - 直営点検を実施する予定自治体での現地点検講習会の実施
 - 損傷判定における結果のバラツキをなくす

- ◆ 今年度の新点検要領による検証
 - 県内 19 市町村で点検実施を確認

- ◆ 次年度以降における業務効率化のニーズ
 - 要望はあるが、実態を踏まえ再度整理・検証していく

島根県道路メンテナンス会議 今後のスケジュール(案)

5月	<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">『第1回道路メンテナンス会議』(5/27)</p> <p>○内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メンテナンス会議設立 ・規約の確認 ・今後の取組方針 等 </div>	<p>【道路メンテナンス会議の取組み】</p> <p style="color: red; font-weight: bold;">『第1回道路メンテナンス会議』</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域における課題の整理 <ul style="list-style-type: none"> ・人材育成・技術力向上 ・技術支援 ・人材確保 ・予算確保 ・業務効率化 ・点検修繕優先度
6月	<div style="border: 1px solid orange; padding: 2px; font-size: small;">点検要領通知 6/25</div>	
7月	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; font-size: small; margin-bottom: 5px;">省令施行 7/1</div> <div style="border: 1px solid orange; padding: 2px; font-size: small; margin-bottom: 5px;">点検歩掛明示 7/22</div> <div style="border: 1px solid orange; padding: 2px; font-size: small;">点検の優先順位の考え方送付 7/24</div>	
8月	<p style="text-align: center;">『第1回幹事会』(8/20)</p> <p>○内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における課題及び優先的に解決すべき課題の絞り込み ・業務効率化に向けたニーズ調査の実施 ・点検の優先度について 	<p style="color: red; font-weight: bold;">『第1回道路メンテナンス会議幹事会』</p> <ul style="list-style-type: none"> ●優先的に議論していくべき課題について確認 <ul style="list-style-type: none"> ・人材育成・技術力向上、技術支援、人材確保 ・予算確保 ・業務効率化 ●業務効率化に向けた自治体ニーズ調査 ●新しい点検要領での検証 ●今後の点検計画策定における優先度について確認
9月	<p style="text-align: center;">市町村ヒアリング(9/24-10/9)</p> <p>○内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術力向上に向けた支援メニューやその内容 ・今年度の新点検要領による検証 ・次年度に向けた業務効率化 	<p style="color: red; font-weight: bold;">『市町村ヒアリング』</p> <ul style="list-style-type: none"> ●具体的支援メニューについて確認 <ul style="list-style-type: none"> ・講習会の実施(時期、回数、場所を考慮) ・診断結果の統一 ●業務効率化に向けた自治体ニーズについて確認 ●新しい点検要領での検証方法について確認
10月	<p style="text-align: center;">『第2回幹事会』(10/17)</p> <p>○内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検計画の策定 ・今後の取組み 	<p style="color: red; font-weight: bold;">『第2回道路メンテナンス会議』及び『幹事会』</p> <p>【10月までに】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●今年度における点検計画について策定 <p>【年末(12月)までに】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●5か年点検計画策定 <ul style="list-style-type: none"> ・年度毎の点検予定数 ・優先点検箇所
10月	<p style="text-align: center;">『第2回道路メンテナンス会議』(10/23)</p> <p>○内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規約改正 ・点検計画の策定 ・今後の取組み 	
11月	<p>■支援メニュー</p> <p>【研修】～中国地方整備局での取組み～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・橋梁管理実務者(Ⅰ)研修 (11/10-11/14) ・橋梁管理実務者(Ⅱ)研修 (12/15-12/19) ・トンネル管理実務者(Ⅰ)研修 (11/26-11/28) <p>【講習会】～メンテナンス会議での取組み～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・橋梁点検講習会(東部) (11/19-11/20) ・橋梁点検講習会(西部) (12/8) ・橋梁保全実践講座 (11/6) ・トンネル点検講習会(時期未定) ・(仮)橋梁点検手法講座(時期未定・隠岐・島前地区、津和野町を想定) 	<p>【年度内までに】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新点検要領による検証
12月	<p style="text-align: center;">『第3回幹事会』</p> <p>○内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5か年点検計画策定 ・次年度の業務効率化について 	<p style="color: red; font-weight: bold;">『第3回道路メンテナンス会議』及び『幹事会』</p> <ul style="list-style-type: none"> ●5か年点検計画策定 ●次年度に向けた業務効率化 <p>【H27.3月までに】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域課題の把握、解消に向けた取組み <ul style="list-style-type: none"> ・H26点検結果等のとりまとめ ・点検検証結果のとりまとめ ・H27点検計画及び点検業務等の発注方針確認 ・H27技術支援メニュー策定(講習会、研修等)
12月	<p style="text-align: center;">『第3回道路メンテナンス会議』</p> <p>○内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5か年点検計画策定 ・次年度の一括発注について 	
1月	<p>■支援メニュー</p> <p>【勉強会】～メンテナンス会議での取組み～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健全度判定会 	
2月	<p>■支援メニュー</p> <p>【勉強会】～メンテナンス会議での取組み～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健全度判定会 	
3月	<p style="text-align: center;">『第4回道路メンテナンス会議』</p> <p>○内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H26点検結果等の報告、公表 ・H26取組み(技術支援、講習会等)の報告 ・H27点検計画の確認、公表 ・H27取組みスケジュール 等 	<p style="color: red; font-weight: bold;">『第4回道路メンテナンス会議』</p>
4月	<p>○内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H26点検結果等の報告、公表 ・H26取組み(技術支援、講習会等)の報告 ・H27点検計画の確認、公表 ・H27取組みスケジュール 等 	
5月		

新しい点検要領に沿って点検を開始する地方公共団体における 橋梁定期点検の優先順位の考え方(案)

	対 象	備 考
<p>最優先</p> <p>(建設後年数や点検記録の有無によらず、直ちに点検に着手すべきもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路を跨ぐ<u>跨道橋</u> / <u>跨線橋</u> ・緊急輸送道路を構成する橋梁 ・既往損傷がある、著しい損傷がある等、<u>緊急的に点検が必要な橋梁</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・高速道路を跨ぐ跨道橋及び跨線橋については、高速道路会社及び鉄道事業者との調整が必要なことから、直ちに協議等に着手する ・市町村は緊急輸送道路を構成する橋梁の点検に初年度から着手する
<p>優先度高</p> <p>(地域の実情に応じて優先的に点検に着手すべきもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>建設後相当年数(築約50年以上)経過している橋梁</u> ・<u>建設年次不明および建設後一度も点検していない橋梁</u> ・<u>主要幹線道路(注)</u>を構成する橋梁 ・<u>重交通が多いことや環境状況が厳しい等早期に点検が必要な橋梁</u> 	
—	<ul style="list-style-type: none"> ・その他上記以外の道路 	

(注)主として、地方生活圏および主要な都市圏域の骨格を構成する道路、地方生活圏相互を連絡する道路や主要地方道(緊急輸送道路を除く)など、道路管理者の判断による

～これからの取り組み～

【研修】

－日程－

- ・橋梁管理実務者(Ⅰ)研修(Ⅰ期)
(11/10-11/14) 5名参加予定
- ・橋梁管理実務者(Ⅰ)研修(Ⅱ期)
(12/15-12/19) 7名参加予定
- ・トンネル管理実務者(Ⅰ)研修
(11/26-11/28) 2名参加予定

－場所－

中国技術事務所(広島市)

【講習会】

－日程－

- ・橋梁点検講習会【出雲市】
(11/19-11/20) 86名参加予定
- ・橋梁点検講習会【浜田市】
(12/8) 66名参加予定
- ・橋梁保全実践講座【安来市】
(11/6) 76名参加予定
- ・トンネル点検講習会【雲南市他】
(時期未定)
- ・橋梁点検手法講座
西の島町(11/21)
津和野町(時期未定)

【勉強会】

- ・健全度判定会

【各県土整備事務所で実施予定の「健全度判定会」に市町村の点検結果を持ち寄って参加】

これで安心!

国土交通省
中国地方整備局

インフラ点検のエキスパートを養成します

今後、急速に老朽化が進む社会資本ストックに対し、計画的に点検・診断することが施設管理者に求められますが、これからの維持管理と点検に不安を感じてはいませんか？
国土交通省ではこうした課題に対し、確実な維持管理を行うため、各分野に応じた実務的な点検の適切な実施・評価を行う自治体の点検エキスパートを養成します。

■実践力を養成するカリキュラム

・フィールドワークなど、維持管理の実務面に重点を置いたカリキュラム。

■点検実務に基づいた全国統一テキスト

・国土技術政策総合研究所など各分野を代表する研究機関が監修した全国統一テキストを使用。

■多彩な実習フィールド

・国土交通省が管理する多彩な現場を活用し、実用性の高いフィールドワークを実施。



■対象者

・国、都道府県、市町村における施設の維持管理に係る実務担当職員

■各分野別研修一覧(予定)

名称(仮称)	対象施設	研修時期	研修場所
橋梁管理実務者(Ⅰ)研修(Ⅰ期)	道路(橋梁)※土工含む	11/10～11/14	中国地方整備局 中国技術事務所 (広島県広島市安芸区 船越町2-8-1)
橋梁管理実務者(Ⅰ)研修(Ⅱ期)	道路(橋梁)※土工含む	12/15～12/19	
トンネル管理実務者(Ⅰ)研修	道路(トンネル)	11/26～11/28	
河川管理実務者研修	河川(堤防等)	12/9～12/12	



H25.10.10-11
点検講習会の様子



H25.10.29
点検講習会の様子

～健全度判定会～

【背景】

市町村ヒアリング等において、以下の意見があった。

- ・診断結果の判定が難しい橋梁があると判断しにくい
- ・これから診断をしていく上で職員の判定の技術を高めたい

【同じ尺度同じ目線で判定が必要】

県が行う**健全度判定会**を活用し
判定技術の向上を図る

島根県メンテナンス会議での取り組み

市町村にて点検・診断し、特に判定が迷う橋梁について、必要に応じて、国・県・市町村・点検受注者が合同で評価判定のアドバイスをする取り組みにより、「技術力の向上」を目指す

メンテナンス会議
(国・県等)

市町村が判定に迷う橋
に対するアドバイス

健全度判定会

市町村
点検受注者

点検結果

県の判定会を見学してノウハウ
を身に付ける

市町村が判定に迷う橋
に対するアドバイス

各県土整備(局)事務所

注)但し、最終の判定は管理者である市町村で行う

「道路構造物の老朽化対策」パネル展

○平成26年7月18日(金)から7月31日(木)の2週間にわたり、出雲市役所において「道路構造物の老朽化対策」パネル展を開催！

(同時開催:道の駅「さくらの里きすき」(島根県雲南市木次町山方1134-31))

○平成26年7月24日(木)には出雲市役所におけるパネル展へ出雲市長を招き、松江国道事務所長による道路構造物の老朽化対策の説明を行いました。



長岡出雲市長へ老朽化対策について説明する新田松江国道事務所長(H26.7.24)



パネル展状況 (H26.7.18~7.31)

「道路構造物の老朽化対策」パネル展

○三次市・庄原市・安芸高田市において「道路構造物の老朽化対策」パネル展を開催！

三次市:三次ショッピングセンター(10月2日(木)から10月9日(木))

安芸高田市:安芸高田市役所(10月14日(火)から10月21日(火))

庄原市:庄原市役所(10月22日(水)から10月26日(日))

○安芸高田市役所でのパネル展においては、三次河川国道事務所長から安芸高田市長へ道路構造物の老朽化対策の状況説明！



浜田安芸高田市長へ老朽化対策について説明する猪森三次河川国道事務所長(H26.10.14)

パネル展開催状況



三次ショッピングセンター(10月2日～9日)



庄原市役所(10月22日～26日)



安芸高田市役所(10月14日～21日)



平成26年10月14日

お知らせ

資料提供先：島根県政記者会

将来の「土木男子」、「土木女子」が 橋梁の点検方法を現場で学習します！ ～松江高専の学生が橋梁点検を現場で体験～

橋梁の多くが高度成長期に一斉に建設され、今後、高齢化が一斉に進むことから、橋梁の長寿命化ため、補修工事が重要となってきます。

松江国道事務所では松江高専と連携し、道路橋の老朽化の現状や橋梁点検方法について、学習会を実施しますので、お知らせします。

この学習会は、将来の土木技術を担う学生を対象に、老朽化の現状や橋梁点検の実体験を通じて、理解を深めてもらうのが目的です。

■対象橋梁： 松江市竹矢町地内、山陰道 竹矢IC付近・なかちくや こうかきょう (のぼり・くだり) 中竹矢高架橋(上・下)

(別紙参照)

■実施日時： 平成26年10月24日(金) 9時30分～11時30分(小雨決行)

■参加者： 松江工業高等専門学校 環境・建設工学科 4年生 33名(うち女性11名)
先生3名

■学習内容： ○老朽化の現状、橋梁の損傷度についての説明
○損傷(ひび割れ等)のメカニズムについての説明
○橋梁下部工-橋台のひび割れ等の近接目視による確認
○橋梁上部工-鋼材の腐食、さび等の近接目視による確認
床版(コンクリートの床材)のひび割れ等の近接目視による確認
※近接目視の点検には、橋梁点検車(高所作業車)、橋梁検査路を使用して行います。

■お願い： 駐車場の関係上、取材希望の方は事前に、『現場担当』へ連絡を頂きますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

国土交通省 中国地方整備局 松江国道事務所
島根県松江市西津田2丁目6番28号

	おおはら	ひでお	
副所長(管理)	大原	英雄	(内線205)
(現場担当)管理第二課長	こうだ	のぶたけ	(内線441)
(広報担当)計画課長	やまもと	としひこ	(内線261)
	山本	俊彦	

TEL: 0852-26-2131(代表) URL: <http://www.cgr.mlit.go.jp/matsukoku/>
: 0852-26-0611(夜間・休日)



※松江国道事務所では、twitter(ツイッター)による道路情報発信を行っています。

ツイッター: http://twitter.com/road_matsue

QRコード



【別紙】位置図



中竹矢高架橋(上り側)



中竹矢高架橋(下り側)



報道関係者の駐車場は、中竹矢高架橋下を予定しています。
山陰道、上り側(東進側)側道を通行し、お集まり下さい。

【参考事例】



橋梁点検車による点検

橋梁検査路による点検



上部工(鋼材)のさび

橋台の点検



床版のひび割れ



国土交通省インフラ長寿命化計画 (行動計画)について

中国地方整備局 企画部

- ◎ 社会資本の老朽化対策に関する主な取組・計画の体系
- ◎ インフラ長寿命化基本計画の概要
- ◎ 国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)の概要
 - <情報提供①> 広島県における行動計画等策定事例
 - <情報提供②> 中国地整の取組(研修の充実・強化、支援相談窓口)



国土を**整**え、全力で**備**える

国土交通省
中国地方整備局

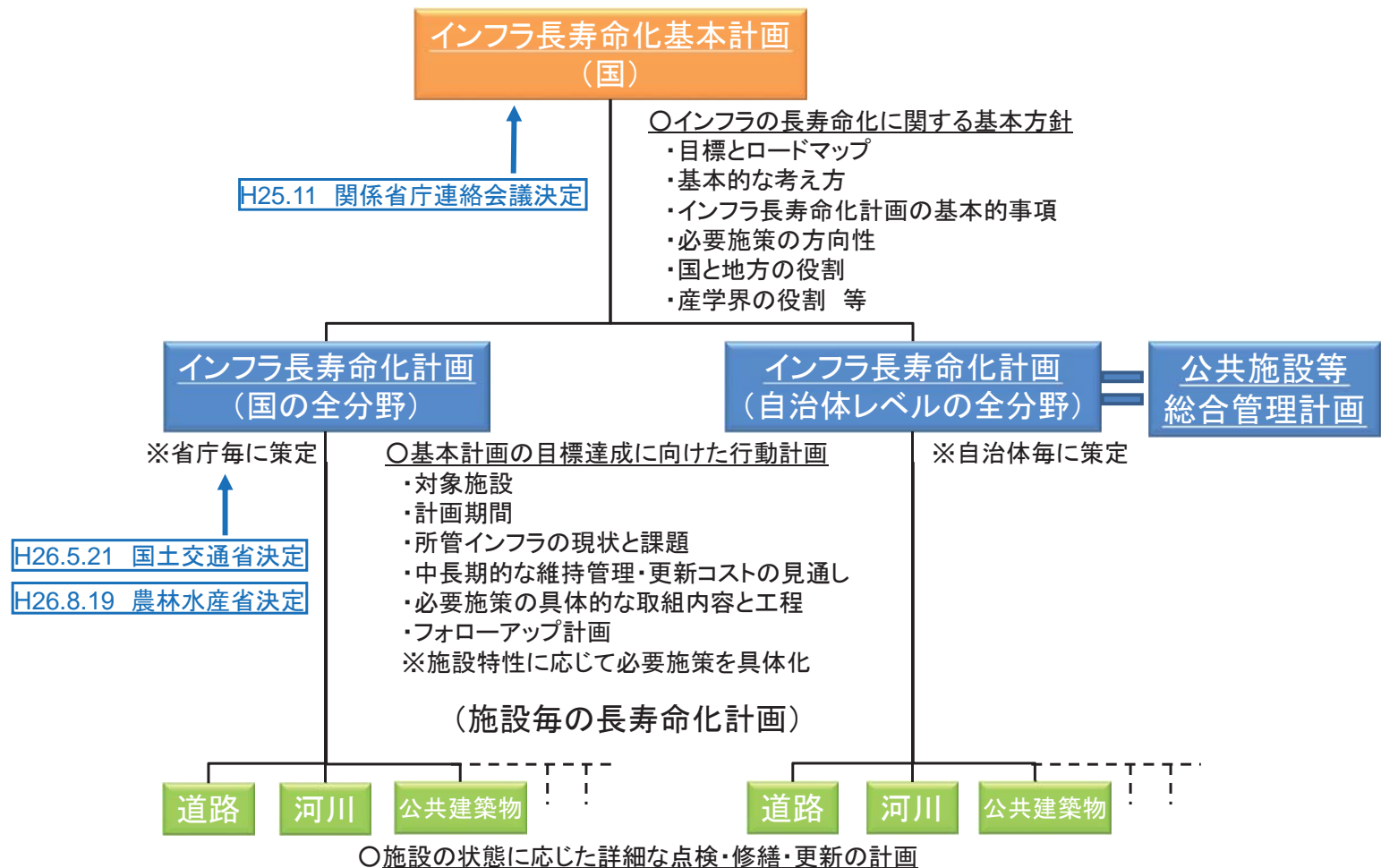
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

- 平成24年 7月25日 社会資本整備審議会・交通政策審議会に対し、国土交通大臣が「今後の維持管理・更新のあり方について」を諮問
- 7月31日 上記を受け、技術部会の下に「社会資本メンテナンス戦略小委員会」を設置し、技術的な検討に着手
- 12月 2日 中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故
- 3日 トンネル天井板の緊急点検 開始
※その他の緊急点検・集中点検も以降随時開始

- 平成25年 1月21日 社会資本の老朽化対策会議 設置
- 3月21日 社会資本の老朽化対策会議
○「社会資本の維持管理・更新について当面講ずべき措置」(工程表)決定
○社会資本の老朽化対策推進室 設置
- 6月14日 日本再興戦略(閣議決定)
○「インフラ長寿命化基本計画」の秋頃までの策定を位置付け
- 10月 4日 インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議 設置
- 11月29日 インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議
○「インフラ長寿命化基本計画」決定
- 12月25日 「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について」 答申

- 平成26年 4月16日 「社会資本メンテナンス戦略小委員会(第2期)」において答申の施策の具体化に向けた検討に着手
- 5月21日 社会資本の老朽化対策会議
○「国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)」決定
(8月19日 ○「農林水産省」インフラ長寿命化計画(行動計画)決定)

インフラ長寿命化に向けた計画の体系(イメージ)



- 個別施設毎の長寿命化計画を核として、メンテナンスサイクルを構築
- メンテナンスサイクルの実行や体制の構築等により、トータルコストを縮減・平準化
- 産学官の連携により、新技術を開発・メンテナンス産業を育成

1. 目指すべき姿

○安全で強靱なインフラシステムの構築

- メンテナンス技術の基盤強化、新技術の開発・導入を通じ、厳しい地形、多様な気象条件、度重なる大規模災害等の脆弱性に対応
- 【目標】老朽化に起因する重要インフラの重大事故ゼロ（2030年）等

○総合的・一体的なインフラマネジメントの実現

- 人材の確保も含めた包括的なインフラマネジメントにより、インフラ機能を適正化・維持し、効率的に持続可能で活力ある未来を実現
- 【目標】適切な点検・修繕等により行動計画で対象とした全ての施設の健全性を確保（2020年頃）等

○メンテナンス産業によるインフラビジネスの競争力強化

- 今後のインフラビジネスの柱となるメンテナンス産業で、世界のフロントランナーの地位を獲得
- 【目標】点検・修繕等のセンサー・ロボット等の世界市場の3割を獲得（2030年）

2. 基本的な考え方

○インフラ機能の確実かつ効率的な確保

- メンテナンスサイクルの構築や多段階の対策により、安全・安心を確保
- 予防保全型維持管理の導入、必要性の低い施設の統廃合等によりトータルコストを縮減・平準化し、インフラ投資の持続可能性を確保

○メンテナンス産業の育成

- 産学官連携の下、新技術の開発・積極公開により民間開発を活性化させ、世界の最先端へ誘導

○多様な施策・主体との連携

- 防災・減災対策等との連携により、維持管理・更新を効率化
- 政府・産学官・地域社会の相互連携を強化し、限られた予算や人材で安全性や利便性を維持・向上

3. 計画の策定内容

○インフラ長寿命化計画（行動計画）

- 計画的な点検や修繕等の取組を実施する必要性が認められる全てのインフラでメンテナンスサイクルを構築・継続・発展させるための取組の方針（対象施設の現状と課題／維持管理・更新コストの見直し／必要施策に係る取組の方向性 等）

○個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）

- 施設毎のメンテナンスサイクルの実施計画（対策の優先順位の考え方／個別施設の状態等／対策内容と時期／対策費用 等）

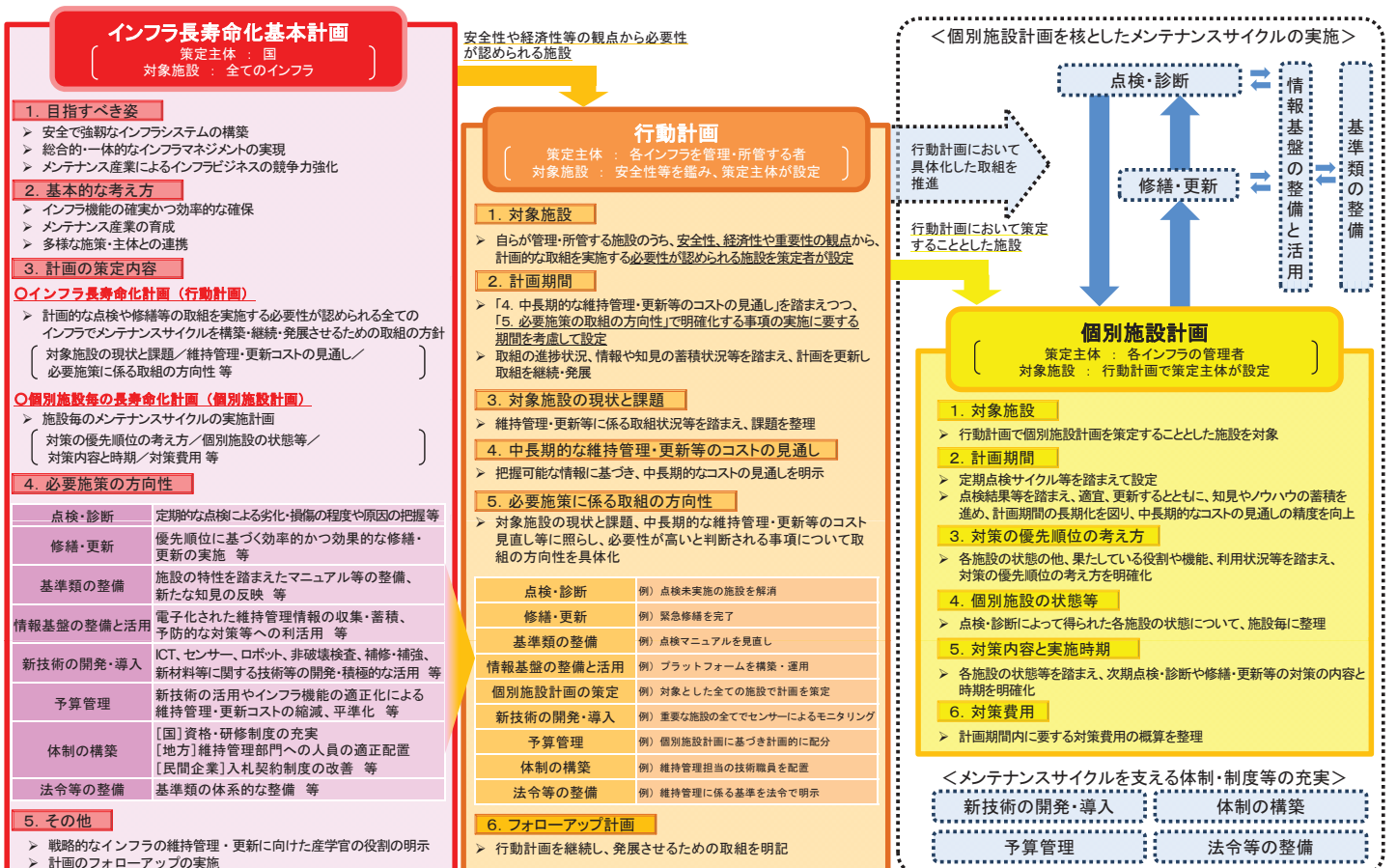
4. 必要施策の方向性

点検・診断	定期的な点検による劣化・損傷の程度や原因の把握 等
修繕・更新	優先順位に基づく効率的かつ効果的な修繕・更新の実施 等
基準類の整備	施設の特性を踏まえたマニュアル等の整備、新たな知見の反映 等
情報基盤の整備と活用	電子化された維持管理情報の収集・蓄積、予防的な対策等への利活用 等
新技術の開発・導入	ICT、センサー、ロボット、非破壊検査、補修・補強、新材料等に関する技術等の開発・積極的な活用 等
予算管理	新技術の活用やインフラ機能の適正化による維持管理・更新コストの縮減、平準化 等
体制の構築	[国] 技術等の支援体制の構築、資格・研修制度の充実 [地方公共団体等] 維持管理・更新部門への人員の適正配置、 国の支援制度等の積極的な活用
法令等の整備	[民間企業] 入札契約制度の改善 等 基準類の体系的な整備 等

5. その他

- 戦略的なインフラの維持管理・更新に向けた産学官の役割の明示
- 計画のフォローアップの実施

インフラ長寿命化基本計画等の体系(イメージ)



【背景】 ○高度成長期以降に整備したインフラの急速な老朽化

○中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故

メンテナンス元年

当面講ずべき措置(H25. 3) メンテナンスサイクルを回すための総合的・横断的な取組に着手

【フォローアップの主な結果(H26. 3末時点)】

- トンネル内の附属物等を対象とした緊急点検・緊急修繕を完了
- 重要施設への集中点検を概ね完了(重要施設の例 第三者被害の影響が大きい道路、敷設後50年経過した下水管きよ 等)
- 基準・マニュアルの策定・見直しを概ね工程表どおり完了(10分野)
- データベースの改善・構築等を概ね工程表どおり完了(13分野)
- 新技術の開発・導入等が順次進捗(例 ロボットとモニタリング技術は、有識者会議を設置し、公募を通じ現場実証・評価)

答申等

- 【社会資本整備審議会・交通政策審議会 答申(H25. 12)】
- 本格的なメンテナンス時代に向けたインフラ政策の総合的な充実
- 【道路分科会 基本政策部会 提言(H26. 4)】
- 最後の警告ー今すぐ本格的なメンテナンスに舵を切れ

主な課題

- 一部の自治体では、基準等が未整備
- 維持管理に携わる土木や建築等の技術者が不足
- 遠望目視による点検等が多く点検の質に課題
- 集中点検の対象施設以外も含む全ての施設への持続的な対応

国土交通省 インフラ長寿命化計画(行動計画) 平成26～32年度(2014～2020年度)

(平成26年5月21日社会資本の老朽化対策会議決定)

位置づけ・意義

国土交通省の具体的な取組を確定・見える化し、
メンテナンスエンジニアリングの構築に向けた道筋を提示した、「メンテナンスの指針」

メンテナンスサイクルを全国に根付かせ、メンテナンス元年の危機感と行動を未来へ継承

主な取組内容(所管者・管理者の2つの立場)

- | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ○新たな基準・マニュアルの運用開始
(例 道路橋等の5年に1回の近接目視、空港の3年に1回を標準とする路面性状調査 等) ○新たなデータベースの稼働と将来的な機能の拡充
(例 港湾のデータベースの港湾管理者への拡大、中小鉄道事業者等のデータベースの稼働 等) ○必要に応じた施設の集約化・撤去等
(例 社会構造の変化に伴う橋梁等の集約化・撤去への助言、港湾における施設の集約や利用転換 等) | <ul style="list-style-type: none"> ○資格制度の充実
(例 必要な能力と技術の明確化、関連する民間資格の評価・認定 等) ○管理者間の相互連携体制の構築
(例 国・都道府県・市町村から構成される支援組織による市町村への技術的支援 等) ○高度な技術力を有する技術者の活用体制の構築
(例 道路・河川・ダム分野において、国の職員等の派遣等の技術的支援体制の確立 等) |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

計画の汎用性・拡張性の確保

- 計画に記載された個別の基準・マニュアル等のHPへの掲載
・行動計画を補足し、地方公共団体等が参照できるよう、計画に記載された具体的な基準等の取組を掲載
- 計画策定後の新たな取組のHPへの掲載
・フォローアップや予算要求等を踏まえた新たな取組を継続的に掲載することで、計画自体を常に充実・進化

- 「社会資本メンテナンス元年」の成果や課題を踏まえ、インフラ長寿命化基本計画に基づく行動計画をとりまとめ
- 将来にわたる必要なインフラ機能の発揮に向けた取組により、メンテナンスサイクルを構築・継続的に発展
- 国民の安全・安心の確保、トータルコストの縮減・平準化、メンテナンス産業の競争力確保の実現

1. 国交省の役割

○各インフラに係る体制や制度等を構築する「所管者」としての役割

○インフラの「管理者」としての役割

2. 計画の範囲

- 対象: 国交省が制度等を所管する全ての施設
- 期間: 平成26~32年度(2014~2020年度)

3. 中長期的なコストの見通し

○維持管理・更新等の取組のため、施設の実態の把握や個別施設計画の策定により、中長期的な維持管理・更新等のコストの見通しをより確実に推定する必要

4. 現状・課題と取組の方向性

	現状と課題	必要施策に係る取組の方向性	具体的な取組の例
点検・診断／ 修繕・更新等	<ul style="list-style-type: none"> ○総点検対象施設以外の対応 ○人口減少等の社会構造の変化への対応 ○技術力を有する職員の不足 ○取組の着実な実施に必要な予算の確保 ○点検・診断等の担い手の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○全施設のメンテナンスサイクルの構築 ○施設の必要性、対策内容等の再検討 ○相談窓口機能、研修・講習の充実 ○交付金等による支援の継続・充実 ○入札契約制度等の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ○基準類に基づく適時・適切な点検・診断 ○個別施設計画に基づく修繕・更新・集約等 ○地公体職員を対象とする研修の充実・継続 ○防災・安全交付金等による取組の支援 ○適正な価格等の設定、発注ロットの最適化
基準類の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○基準類の位置づけが不明確 ○新たな技術・知見が未反映 	<ul style="list-style-type: none"> ○基準類の体系的整備 ○受託技術や知見の基準類への反映 	<ul style="list-style-type: none"> ○位置づけを明確にした全基準類の見える化 ○適時・適切な基準類の改定
情報基盤の整備と活用	<ul style="list-style-type: none"> ○台帳等の不備・未整備 ○情報の活用に向けた統一的な管理が不十分 	<ul style="list-style-type: none"> ○点検・修繕等を通じた情報収集 ○情報の蓄積、地公体も含めた一元的集約 	<ul style="list-style-type: none"> ○データベースの構築・改良、情報の蓄積・更新 ○関係者による情報の共有
個別施設計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ○計画未策定の施設が存在 ○記載内容にバラツキ 	<ul style="list-style-type: none"> ○計画策定の推進と内容の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○計画策定対象の拡大 ○手引き等の整備・提供、交付金等による支援
新技術の開発・導入	<ul style="list-style-type: none"> ○現場ニーズと技術ニーズのマッチングが不十分 ○新技術の特性(適用条件等)が不明確 	<ul style="list-style-type: none"> ○産学官の連携とニーズ・シーズのマッチング ○新技術を活用できる現場条件などの明確化 	<ul style="list-style-type: none"> ○ニーズを明確にした公募等による現場実証・評価 ○点検・診断技術の特性を明確にした維持管理支援サイトによる新技術の現場導入支援
予算管理	<ul style="list-style-type: none"> ○非計画的な投資 ○対策費用を踏まえた財源が未確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○トータルコストの縮減・平準化 ○受益と負担の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ○個別施設計画に基づく計画的な対策 ○更新投資の財源確保に向けた検討
体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○技術者の技術力の評価が不十分 ○地公体単独での対応が困難 ○国民等の利用者の関与が不十分 	<ul style="list-style-type: none"> ○資格制度の充実、高度な技術力を有する技術者の活用 ○管理者間の相互連携体制の構築 ○国民等の利用者の理解と協働の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○民間資格の評価、国の職員等の派遣 ○関係者からなる組織による市町村への支援 ○現地見学等による広報活動
法令等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○点検等の法令等の位置づけが不明確 	<ul style="list-style-type: none"> ○責務の明確化、社会構造の変化への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○維持・修繕の責務明確化

5. その他

○計画のフォローアップにより、取組を充実・深化

○ホームページ等を通じた積極的な情報提供

詳細は国土交通省HP内参照: http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/point/sosei_point_mn_000003.html

国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画) 主な取組

(平成26年5月21日 社会資本の老朽化対策会議決定)

	所管者としての主な取組	管理者としての主な取組
点検・診断／ 修繕・更新等	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・地公体等への各地方支分部局や研究所等を窓口とした技術的支援の推進 ○基準・マニュアル等の整備・提供 <ul style="list-style-type: none"> ・地公体等に対する基準類の必要な周知・助言等 ○研修・講習の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・地公体等の職員を対象とした国交大、各地方支分部局や国総研等における研修・講習の継続 ・国交省職員向け研修の地公体への拡大等の充実 ○交付金等による支援 <ul style="list-style-type: none"> ・防災・安全交付金等による点検、個別施設計画策定、修繕・更新等への支援 ※個別施設計画策定は、H30年度までに概ねの施設の支援を終了 ○担い手確保に向けた入札契約制度等の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・施工実態等を踏まえた適正な価格等の設定のための積算基準の見直し ・複数工事の包括発注や複数年契約等の発注ロットの最適化 	<ul style="list-style-type: none"> ○点検・診断／修繕・更新等 <ul style="list-style-type: none"> ・基準類に基づく適時・適切な点検・診断 ・個別施設計画に基づく修繕・更新・集約等 ○研修・講習の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・職員を対象とした国交大、各地方支分部局や国総研等における研修・講習の開催
基準類の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・基準類を策定・見直した上で、国と地公体等の対象毎に位置付けを明確化し使用(既存と策定予定の全基準類を記載) ・適時・適切な基準類の改定 	
情報基盤の整備と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・国や地公体等を対象としたデータベース等の構築・改良、情報の蓄積・更新 ※H26年度までに国の全ての施設でデータベースを構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者による情報の共有
個別施設計画の策定・推進	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定対象の拡大 ・手引き等の整備・提供、交付金等による支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・H28年度までに概ねの施設で策定 ・H32年度までに全ての施設で策定
新技術の開発・導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを明確にした公募等による現場実証・評価 ・点検・診断技術の特性を明確にした維持管理支援サイトによる新技術の現場導入支援 ・個別技術の研究開発、現場展開やマニュアルの策定等 	
予算管理	<ul style="list-style-type: none"> ・個別施設計画の策定・推進に係る支援(手引き等の整備・提供、交付金等による支援) 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な予算の安定的確保 ・個別施設計画に基づく計画的な対策 ・新技術の開発・導入
体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○技術者の確保・育成 <ul style="list-style-type: none"> ・民間資格を評価する資格制度の検討 ○管理者等の相互連携の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・地公体支援のための国の職員等の育成・派遣 ○国民等の利用者の理解と協働の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・現地見学等による広報活動 ○担い手確保に向けた環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ・適正な施工体制の確保の徹底、魅力ある環境の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修・講習による技術者の育成 ・関係者からなる組織による情報共有や市町村への支援
法令等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・所管法令等の適切な運用 ・必要となる制度や法令等について検討・整備 	

上記を含む取組の全体は、国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)の「VI. 必要施策に係る取組の方向性」参照

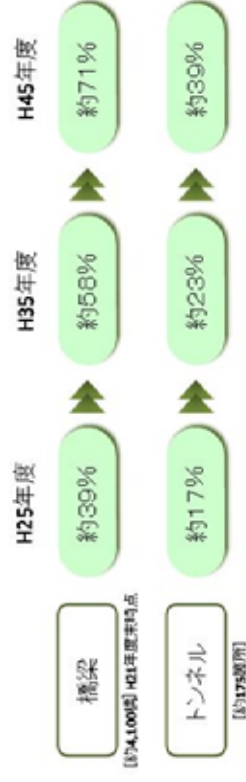
主要な公共土木施設の「修繕方針」の策定について

1 背景

現状

公共土木施設の高齢化が進行
維持・修繕・更新に係る費用の増大が懸念

[建設後50年以上経過する施設の割合]



＜橋梁＞



部材の腐食

＜トンネル＞



覆工コンクリートの剥落

課題

維持更新費の予算規模等が、大部分把握できていない

施設の老朽化・更新への備えが必要

目指す姿

「中長期的な枠組み(案)」・「修繕方針」に基づき、施設の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減と平準化を図り、計画的かつ着実な修繕を実施

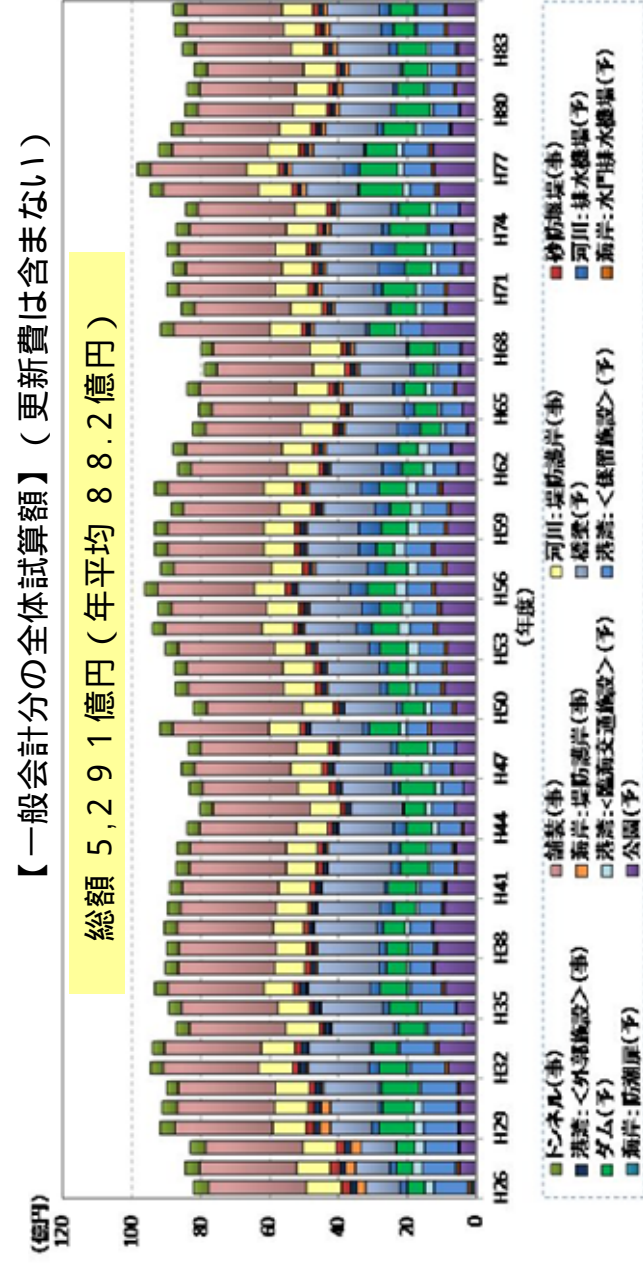
取組

- 「中長期的な枠組み(案)」において、「修繕方針」を統括し、対象施設全体の維持管理をマネジメント
- 今後の取組の方向を明示
- 「修繕方針」において、将来必要となる修繕費を試算
- 長期的な見通しを明示

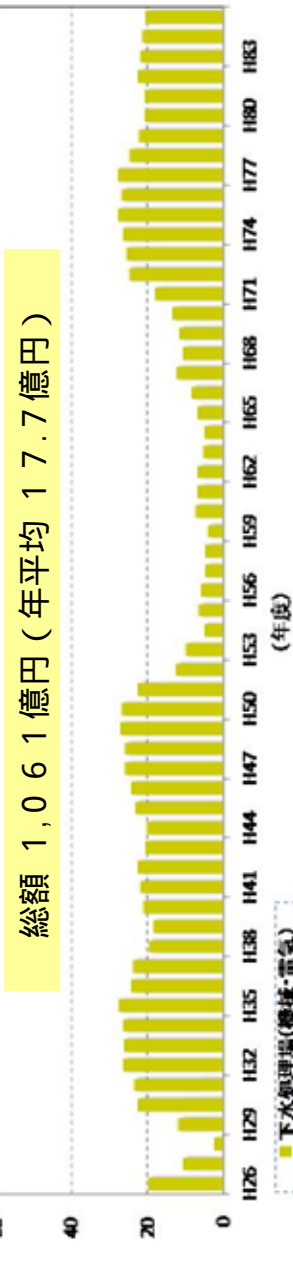
2 「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み(案)」

概要
アセットマネジメントを活用した維持管理・更新を計画的に進めるためには、主要な施設分類での長期的な修繕費の見通しをつけた上で、具体的な対応を検討していく必要があることから、現時点において考えられる一般的な修繕方法や耐用年数、点検結果などに基づき修繕費を試算するとともに、今後の取組について取りまとめた。

試算結果
今後60年間に想定される主要な26種類の施設分類について修繕費を試算した。
予防保全型の維持管理に取り組むことにより、60年間で投資額が最小となるよう試算。



【流域下水道事業費特別会計分の試算額】（更新費は含まない）



試算額	60年間の総額	年平均額
一般会計分 (25施設分類)	5,291	88.2
特別会計分 (下水道処理場)	1,061	17.7
合計	6,352	105.9

(単位: 億円)

【インフラ老朽化対策のロードマップ】

主な取組内容	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	
修繕費の確保	計画的な修繕費の拡大 長寿命化新技術等の活用によるコスト削減	国への働きかけ 修繕方針策定対象施設の追加 修繕方針に基づいた修繕の実施	マニユアル等の体系的な整理 マニュアル等の見直し 新技術等の活用による点検・診断技術の高度化	ホームベースの作成 掲載内容の拡充	長寿命化技術活用制度の創設 長寿命化技術検討委員会の設置 新技術等の募集・登録 活用マニュアルの作成 長寿命化技術活用制度の運用(新技術等の活用)	(H25) 老朽化対策に関する支援相談窓口の設置 老朽化対策連絡会議の設置 県・市町の連携・共同体制の検討 新たな連携・共同体制の試行	新たな連携・共同体制の構築		
点検・診断技術の向上									
維持管理に関する情報の発信									
長寿命化新技術等の活用									
維持管理体制の強化									

今後の取組の方向

- 修繕費の確保
 - 計画的な修繕費の拡大
 - 国への働きかけを強化
- 点検・診断技術の向上
 - 新技術等の活用による点検・診断技術の高度化等
- 維持管理に関する情報の発信
 - 各修繕方針や点検結果等の情報をホームページにより発信
- 長寿命化新技術等の活用
 - 長寿命化に資する新技術等の活用などを推進し、維持管理に係るコストを縮減
 - 維持管理体制の強化
- アセットマネジメントの導入拡大に併せ、維持管理体制を強化
 - 県・市町の連携・共同体制の検討

3 「修繕方針」

策定の趣旨

中長期的な枠組みに基づいて個々の施設を適切に修繕するため、主要な26種類の施設分類毎に具体的な修繕方針を取りまとめた。

この修繕方針に沿って、施設の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減や事業費の平準化を図り、公共土木施設の計画的な維持管理に取り組む。

対象施設

8事業の主要な26種類の施設分類を対象に、15の修繕方針を策定。

事業	修繕方針名		施設分類
	橋梁	トンネル	
道路	橋梁 修繕方針	トンネル	橋梁
	トンネル 修繕方針		トンネル
	舗装 修繕方針		舗装
	河川 堤防・護岸 修繕方針		堤防・護岸
	河川 排水機場 修繕方針		排水機場
ダム			取水・放流設備
			電気通信設備
			監視制御設備
			観測・計測設備
			放流警報設備
			砂防堰堤
			砂防堰堤 修繕方針
			港湾 臨港交通施設 修繕方針
			港湾 係留施設 修繕方針
			港湾 外郭施設 修繕方針
海岸			防濁水門
			防濁水門・排水機場 修繕方針
			防潮扉（水門・陸門） 修繕方針
			堤防
			護岸
			胸壁
			処理場（機械電気設備）
			建物・運動施設
			大型遊具等
			電気機械設備
8事業	15方針	26施設分類	

修繕方針の概要

計画的な維持管理のため、施設の概要、施設の点検、施設の健全度、施設の優先順位を設定。定期的に実施している点検等の結果を踏まえ、健全度評価や緊急性に応じて適切に修繕工事を実施する。

橋梁修繕方針の例

【広島県の管理する橋梁の数】

全管理橋梁数	補助国道		主要地方道		一般県道		総計
	1.087	1,385	1,646	4,118			
うち計画の対象橋梁数	1.5m未満	650	949	2,868			
	1.5m以上	437	436	1,250			

（直轄国道・政令市・三次市への権限移譲分を除く）

フィードバック

【修繕の実施】



【維持管理水準の設定】

橋梁の健全度区分	維持管理水準	修繕対象
機能上、問題なし	機能上、問題なし	-
経過観察を行う	経過観察を行う	-
機能低下を起さないよう対策を行う（予防保全型の修繕）	機能低下を起さないよう対策を行う（予防保全型の修繕）	
機能が低下しており速やかに対策を行う	機能が低下しており速やかに対策を行う	
機能が大きく低下しており緊急に対策を行う	機能が大きく低下しており緊急に対策を行う	

【健全度の評価】

橋梁の健全度区分	対策区分の判定内容
	損傷が認められない、もしくは、損傷が小さく、交通に支障はないため、経過観察を行う。（必要に応じて、追跡調査を行う。）
	交通に支障はないが、損傷が進行しているため、対策の要否を検討する必要がある。（必要に応じて、追跡調査を行う。）
	交通に支障はないが、損傷が大きく、健全度へ進展する可能性があるため、対策を検討する必要がある。（必要に応じて、詳細調査を行う。）
	損傷が著しく、このまま放っておくと、構造上または交通障害や第三者等への被害の恐れが懸念され、緊急対応の必要がある。



【定期点検等】

点検の区分	頻度	内容
日常点検	道路監視、運部パトロールにあわせ随時	異常や損傷などの状況を把握し、必要に応じて簡易的な措置を実施
定期点検	【初回点検】建設後2年以内に実施	2回目以降の点検に加え、以下の内容を実施 ・施工品質の問題、設計上の配管不足や接続との不整合、不測の現象等に着眼し点検を実施 ・建設時の記録（図面、使用材料等）の連携等引き継ぎ・連携 ・橋梁の損傷度を定量的に評価 ・近接自損による点検（必要に応じて騒音や打撃での点検を併用） ・損傷状況を「広島県橋梁定期点検記録簿」に従って適切に方法で定期点検記録簿に記載 ・点検結果に基づいて健全度を評価
	【2回目以降点検】5年に1回	第三者評価が想定されるもの、新運河（新運河等）の点検を実施して、非破壊検査（音波探傷等）の点検を実施
中間点検	定期点検の中間年に実施	対策が顕在化している橋梁（架設箇所について近接自損、必要に応じて打撃または非破壊検査）
異常時点検	随時	損傷が顕在化している橋梁（架設箇所について近接自損、必要に応じて打撃または非破壊検査）
追跡調査	1年に1回	定期点検等で異常が異つた橋梁について、各種試験等を実施して損傷の状態をより精査よく把握し、補修・増強工法を検討するために実施
詳細調査	随時	

取組効果

修繕方針に基づき、損傷度が小さいうちに計画的に適切な修繕を行う「予防保全型」の維持管理に取り組むことで、施設の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減や維持修繕費の平準化が図られ、計画的な修繕が可能となる。

ライフサイクルコストの縮減

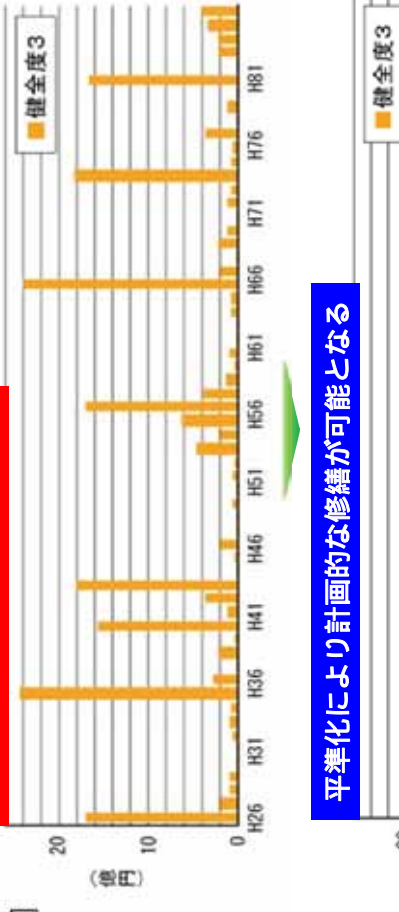
施設名	予防保全型なし a		予防保全型あり b		効果額 a-b		縮減率 (a-b)/a
	60年間	年平均	60年間	年平均	60年間	年平均	
道路	橋梁	1,817	30.3	909	15.1	909	50%
河川	排水機場	221	3.7	167	2.8	55	25%
	臨港交通施設	236	3.9	109	1.8	127	54%
港湾	係留施設	747	12.5	444	7.4	304	41%
	水門・陸門	2.5	0.04	1.7	0.03	0.7	30%
海岸	排水機場	61	1.0	39	0.6	22	37%
	建物・遊具	734	12.2	446	7.4	288	39%
公園	計	3,819	64	2,114	35	1,705	45%

60年間で1,705億円（年平均28億円）の縮減（縮減率45%）

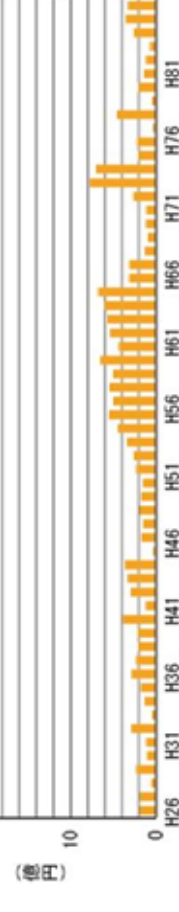
修繕費の平準化

（事例）河川排水機場の場合

年毎の修繕費の変動が大い



平準化により計画的な修繕が可能となる



これで安心!

インフラ点検のエキスパートを養成します

今後、急速に老朽化が進む社会資本ストックに対し、計画的に点検・診断することが施設管理者に求められますが、これからの維持管理と点検に不安を感じてはいませんか?

国土交通省ではこうした課題に対し、確実な維持管理を行うため、**各分野にに応じた実務的な点検の適切な実施・評価を行う自治体の点検エキスパートを養成**します。

■実践力を養成するカリキュラム

・フィールドワークなど、維持管理の実務面に重点を置いたカリキュラム。

■点検実務に基づいた全国統一テキスト

・国土技術政策総合研究所など各分野を代表する研究機関が監修した全国統一テキストを使用。

■多彩な実習フィールド

・国土交通省が管理する多彩な現場を活用し、実用性の高いフィールドワークを実施。



■対象者

・国、都道府県、市町村における施設の維持管理に係る実務担当職員

■各分野別研修一覧(予定)

名称(仮称)	対象施設	研修時期	研修場所
橋梁管理実務者(Ⅰ)研修(Ⅰ期)	道路(橋梁)※土工含む	11/10~11/14	中国地方整備局 中国技術事務所 広島県広島市芸芸区 船越南2-8-1
橋梁管理実務者(Ⅰ)研修(Ⅱ期)	道路(橋梁)※土工含む	12/15~12/19	
トンネル管理実務者(Ⅰ)研修	道路(トンネル)	11/26~11/28	
河川管理実務者研修	河川(堤防等)	12/9~12/12	

注)研修の内容・実施時期等については今後の状況により変更となる場合があります。
詳しい内容が決まりましたら、整備局のホームページでお知らせします。
⇒整備局Topページ ⇒企業・自治体向け情報 ⇒自治体を対象にした研修
(http://www.cgr.milit.go.jp/ukeire_kensyu/index.html)

<問い合わせ先>

中国地方整備局 企画部 企画課 教習係 TEL:082-221-9231

Ver9.16

中国地方整備局窓口一覧 (H26.4.1)

【全体総括・その他記載以外】

◇企画部 事業調整官 082-511-6097

【河川・ダム・砂防・海岸関係】

◇河川部 地域河川調整官 (河川砂防保全技術支援チーム)
082-221-9231 (内線3517)

【道路関係】

◇道路部 地域道路調整官 082-221-9231 (内線4118)

【港湾・空港関係】

◇港湾空港部 技術審査官 082-511-3927

【都市公園・下水道・公営住宅関係】

◇建政部 都市・住宅整備課長 082-221-9231 (内線6161)

【公共建築関係】

◇営繕部 計画課長補佐 082-221-9231 (内線5153)

国土交通省、内閣官房ホームページに詳しい情報を掲載しています

(ホーム <http://www.milit.go.jp/>>>政策・仕事>>総合政策>>社会資本の老朽化対策)
http://www.milit.go.jp/sogoseisaku/point/sosei_point_mn_000003.html

(ホーム <http://www.cas.go.jp/index.html>)>>政策・課題>>インフラ老朽化対策の推進
に関する関係省庁連絡会議)

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/infra_roukyuuka/

<参考資料>

- ◎国土交通省 インフラ長寿命化計画(行動計画)の解説
- ◎国土交通省 インフラ長寿命化計画(行動計画)の工程表(概要版)
- 広島県資料「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み(案)について」
- 広島県資料「主要な公共土木施設の「修繕方針」の策定について」

・本資料は、「インフラ長寿命化基本計画（以下「基本計画」という。）」に基づき策定した「国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）」について、解説するものである。

I. はじめに

・行動計画策定の前提となる「意義・目的」、「策定経緯」及び「対象範囲」について記載している（概要は下記参照）。

○意義・目的

基本計画の「I. はじめに」、「II. 目指すべき姿」、「III. 基本的な考え方」を踏まえ作成

- ・将来にわたる必要なインフラ機能の発揮に向けた取組でメンテナンスサイクルを構築・継続的に発展
- ・国民の安全・安心の確保 ・トータルコストの縮減・平準化 ・メンテナンス産業の競争力確保

○策定経緯

- ・中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故（平成24年12月2日）
- ・平成25年を「社会資本メンテナンス元年」と位置づけ取組を推進
- ・国土交通省の取組
 - －「社会資本の老朽化対策会議」の設置（平成25年1月21日）
 - －「社会資本の維持管理・更新に関し当面講ずべき措置（以下「当面講ずべき措置という。」）」の決定（平成25年3月31日）
- ・政府全体の取組
 - －「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」の設置（平成25年10月4日）
 - －「基本計画」の決定（平成25年11月29日）

○対象

- ・「インフラ」の範囲
 - －国民生活や社会経済活動を支える各種施設をインフラとして幅広く対象
- ・「取組」の範囲
 - －長寿命化に留まらず、将来に渡って必要な機能を発揮し続けるための取組

土木・建築施設に加え、機械設備、電気設備等も対象

新設、更新、質的向上、複合化・集約化、除却・撤去等も対象

II. 国土交通省の役割

・基本計画において、行動計画を策定する者が各インフラを管理・所管する者となっていることを踏まえ、二つの立場から国土交通省として取り組むべき施策を記載している（概要は下記参照）。

国の支援策等を記載

○各インフラの的確な維持管理・更新等が行われるよう、体制や制度等を構築する「所管者」としての役割

○各事業等に係る法令等に基づき、自らがインフラの「管理者」として、的確な維持管理・更新等を実施する役割

一部施設においては「所有者」

国による管理方法等を記載 1/19

III. 計画の範囲

- ・「対象施設」については、基本計画における「計画的に点検・診断、修繕・更新等を実施する必要性が認められる全ての施設について、行動計画の対象とする。」との記載を踏まえ、国土交通省が維持管理・更新等に係る制度や技術を所管するインフラについて、法令等で位置付けられた全ての施設を対象としている（具体的な対象施設は次表参照）。
- ・「期間」については、計画を決定した平成26年度（2014年度）から個別施設計画の策定が完了するなど、基本計画ロードマップの必要施策の取組に一定の目途を付けることとされた、平成32年度（2020年度）までとしている。

分野	対象施設
道路	道路施設（橋梁、トンネル、大型の構造物（横断歩道橋、門型標識、シェッド等）等）
河川・ダム	河川管理施設（ダム、堰、水門、床止め、樋門・樋管、閘門、陸閘、揚排水機場、浄化施設、管理橋、堤防、護岸、樹林帯等）
砂防	砂防設備 地すべり防止施設 急傾斜地崩壊防止施設
海岸	海岸保全施設（堤防、護岸、胸壁、水門及び樋門、排水機場、陸閘、突堤、離岸堤、砂浜等）
下水道	下水道（管路施設、処理施設、ポンプ施設等）
港湾	港湾施設（水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設、荷さばき施設、旅客乗降用固定施設、保管施設、船舶役務用施設、廃棄物埋立護岸、海浜、緑地、広場、移動式旅客乗降用施設）
空港	空港土木施設（滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、排水施設、共同溝、地下道、橋梁、場周・保安道路、のり面、擁壁、護岸、道路・駐車場等） 航空保安施設 空港機能施設（航空旅客の取扱施設）
鉄道	鉄道（線路、停車場、電気設備、運転保安設備） 軌道（軌道、線路建造物、電力設備、保安設備、通信設備） 索道（索道線路等、停留場、原動設備、握索装置等、保安設備）
自動車道	橋、トンネル、大型の構造物（門型標識等）等
航路標識	航路標識（灯台、灯標、立標、浮標、無線方位信号所等）
公園	都市公園等（都市公園、特定地区公園（カントリーパーク））
住宅	公営住宅 公社賃貸住宅 UR賃貸住宅
官庁施設	官庁施設（庁舎、宿舍等）
観測施設	測量標（電子基準点、験潮場） 気象レーダー施設

IV. 対象施設の現状と課題

- ・ 8項目からなる「必要施策」に係る「現状と課題」について、「総論」を記載している。
- ・ なお、これを踏まえ、後述の「VI. 必要施策に係る取組の方向性」において、8項目からなる「必要施策」に係る取組について、「その方向性の総論」と「施設毎の具体的な取組」を記載している。

1. 点検・診断／修繕・更新等

- ・ メンテナンスサイクルの基本的な構成要素である点検・診断／修繕・更新等について、「当面講ずべき措置」に基づく取組を進める中で顕在化した課題を踏まえ、「地方公共団体等の管理者の技術力の確保」、「地方公共団体等への予算に関連する措置」及び「担い手確保に向けた入札契約制度等の見直し」の柱立てのもと記載するとともに、全ての施設に対するメンテナンスサイクル構築に向けたこれらの早急な解決の必要性を記載している（概要は下記参照）。

- 「当面講ずべき措置」に基づく取組を進める中で、以下の課題が顕在化
- 総点検では対応できていない施設の点検等を含めて対象施設の点検等を着実に進め、メンテナンスサイクルを構築するためには、既に現場が直面しているこれらの課題に対し早急に対策を講じる必要
 - (1) 地方公共団体等の管理者の技術力の確保
 - ・ 小規模な市町村を中心に、必要な技術力やノウハウを有する人材の確保が困難
 - ・ 点検・診断が実施できない事例やその結果に必要な精度が伴わない事例 等
 - (2) 地方公共団体等への予算に関連する措置
 - ・ 詳細な点検や廃止する施設の除却に係る経費の負担が困難
 - ・ 取組の着実な実施に必要な予算の確保が課題 等
 - (3) 担い手確保に向けた入札契約制度等の見直し
 - ・ 新設工事と比べて多くの労力を要し、人件費や機材のコストも割高になりがちな修繕工事
 - ・ 施工段階において設計と現場条件が異なり、手戻りが発生 等
 - (4) その他
 - ・ 上記の課題に加え、後述の「IV. 2. 基準類の整備」～「IV. 8. 法令等の整備」に挙げる様々な課題に対し、総合的かつ横断的に取組を進めていく必要

3/19

2. 基準類の整備

- ・ 点検・診断等に使用する「基準類の整備」に係る課題について、「体系的な整備」、「地域の実情に応じた基準類の整備」及び「新たな技術や知見の基準への反映」の柱立てのもと記載している（概要は下記参照）。

- (1) 体系的な整備
 - ・ 法令等における基準類の位置付けが不明確な施設
 - ・ 点検や修繕等を基準類に基づかず実施 等
- (2) 地域の実情に応じた基準類の整備
 - ・ 将来必要となるインフラ機能やそれを維持し続けるための地域の実情にあった管理水準の設定 等
- (3) 新たな技術や知見の基準への反映
 - ・ 新たな技術や知見の基準類への反映、設置当時からの基準変更への対応等の運用面の改善

3. 情報基盤の整備と活用

- ・ 「情報基盤の整備と活用」に係る課題について、「不足情報の収集」、「情報の蓄積、地方公共団体等も含めた一元的な集約」及び「情報の利活用と発信・共有」の柱立てのもと記載している（概要は下記参照）。

- (1) 不足情報の収集
 - ・ 建設年度が古く台帳そのものが存在しないものや記載されている情報が不十分
 - ・ ICT 等の技術も活用した必要な情報の効率的・効果的な収集が課題 等
- (2) 情報の蓄積、地方公共団体等も含めた一元的な集約
 - ・ 収集された情報の内容や精度が異なり、統一的なフォーマットで管理することが困難
 - ・ 国のシステムを利用可能な管理者や共有される情報の範囲等の情報取扱ルールが不明確 等
- (3) 情報の利活用と発信・共有
 - ・ 設計・施工時に把握した留意事項等の継承がなされず、修繕段階で手戻りが発生
 - ・ 事故が発生した際に同種・類似のリスクを有する施設をその都度調査
 - ・ インフラの健全性等の状況や維持管理・更新等の重要性を国民が知る機会が少ない 等

4/19

2

4. 個別施設計画の策定

・「個別施設計画の策定」に係る課題について、「計画策定の推進」及び「計画内容の充実」の柱立てのもと記載している（概要は下記参照）。

(1) 計画策定の推進

- ・個別施設計画を策定することなく要修繕箇所の発覚後に事後的に修繕等を実施
- ・施設や管理者によって取組の進捗や計画内容にバラツキ 等

(2) 計画内容の充実

- ・対策費用が示されていない施設
- ・定期点検サイクル等を考慮した計画期間の設定 等

5. 新技術の開発・導入

・「新技術の開発・導入」について、現在の状況等を記載するとともに、より一層戦略的に進めていくための課題として、「技術研究開発の促進」及び「円滑な現場展開」の柱立てのもと記載している（概要は下記参照）。

(1) 技術研究開発の促進

- ・適切な役割分担の下での産学官の連携
- ・現場ニーズと技術シーズのマッチングが不十分 等

(2) 円滑な現場展開

- ・新技術の情報収集、審査・評価を迅速に行う仕組みの確立
- ・新技術の特性（適用条件等）が不明確

6. 予算管理

・「予算管理」に係る課題について、「トータルコストの縮減と平準化」及び「受益と負担の見直し」の柱立てのもと記載している（概要は下記参照）。

(1) トータルコストの縮減と平準化

- ・個別施設計画に基づく計画的投資の未実施
- ・財政状況や人口減少等の社会構造の変化を総合的に勘案し、地域全体としてインフラ機能の適正化
- ・トータルコストの縮減や予算の平準化、作業の効率化に向けた新技術の開発・導入

(2) 受益と負担の見直し

- ・維持管理・更新等に係る予算の安定的な確保のための受益と負担の見直し

5/19

7. 体制の構築

・「体制の構築」に係る課題について、「維持管理・更新等に係る技術者の確保・育成」、「管理者間の相互連携体制の構築」、「担い手確保に向けた環境整備」及び「国民等の利用者の理解と協働の推進」の柱立てのもと記載している（概要は下記参照）。

(1) 維持管理・更新等に係る技術者の確保・育成

- ・施設の構造等が多様化する中、現行の制度では技術者に必要な技術力の適正な評価が不十分 等

(2) 管理者間の相互連携体制の構築

- ・地方公共団体が単独で維持管理・更新等を的確に進めることが困難 等

(3) 担い手確保に向けた環境整備

- ・建設市場の縮小、技能労働者の就労環境の悪化等による建設産業の人材不足
- ・小規模な市町村において発注に係る技術力やマンパワーの不足 等

(4) 国民等の利用者の理解と協働の推進

- ・市民団体による清掃や植栽管理等が運営資金等の理由から継続困難
- ・重量を違法に超過した一部の大型車両による道路橋の劣化への大きな影響 等

8. 法令等の整備

・「法令等の整備」に係る課題について、「責務の明確化」及び「社会構造の変化に対応した制度の構築」の柱立てのもと記載している（概要は下記参照）。

(1) 責務の明確化

- ・維持管理・更新等が確実に実施されるため、法令等におけるその責務の明確化

(2) 社会構造の変化に対応した制度の構築

- ・人口減少、少子高齢化が進展する将来を見据えた施設や管理者の実情に応じた制度の構築

6/19

V. 中長期的な維持管理・更新等のコストの見通し

・「中長期的な維持管理・更新等のコストの見通し」について、必要性、課題と今後の取組の方向性等を記載している。

○維持管理・更新等に係る費用の縮減、平準化を図り、必要な予算の確保を進めていくためには、中長期的な将来の見通しを把握し、それを一つの目安として、戦略を立案し、必要な取組を進めていくことが重要

○しかし、実態が十分に把握されていない施設もあり、また、今後開発・導入される新技術や予防保全対策等による維持管理・更新等に係る費用の低減の可能性、長寿命化効果等については、多数の不確定な要素

○平成25年12月に、社会資本整備審議会・交通政策審議会の答申で、現在の技術や仕組みによる維持管理状況が概ね継続する場合を前提として、維持管理・更新費の見通しの試算が示されたが、今後、維持管理・更新等の取組を立案・実行するためには、施設の実態を把握して、個別施設計画を策定し、中長期的な維持管理・更新等のコストの見通しをより確実に推定する必要

（参考）

「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について 答申」

（平成25年12月 社会資本整備審議会・交通政策審議会）の推計結果

- ・現在の技術や仕組みによる維持管理状況が概ね継続する場合を前提として、維持管理・更新費の見通しを試算
- ・その結果、平成25年度の維持管理・更新費は約3.6兆円、10年後は約4.3～5.1兆円、20年後は約4.6～5.5兆円程度と推定

○施設の長寿命化への取組や技術開発等による維持管理・更新等に係る費用の縮減・平準化を進めるとともに、今後の都市、地域の構造の変化に対応して施設の必要性自体を再検討するなど、効率的・効果的な維持管理・更新等の実施

7/19

VI. 必要施策に係る取組の方向性

・前述の「IV. 対象施設の現状と課題」を踏まえた、8項目からなる「必要施策」に係る取組について、「その方向性の総論」及び「施設毎の具体的な取組」を記載している。

・括弧（ ）の項目立てについては、前述の「IV. 対象施設の現状と課題」の項目立てと同様としている。

1. 点検・診断／修繕・更新等

必要施策に係る取組の方向性の総論

○全対象施設において点検・診断、必要な対策を実施するとともに、これらの取組を通じて得られた情報を記録し、次の点検・診断等に活用するという、「メンテナンスサイクル」を構築

○必要な対策の検討に当たっては、他の関連する事業も考慮した上で、その施設の必要性等を再検討し、以下の戦略的取組を推進

- ・必要性が認められる施設は、更新等の機会を捉えて社会経済情勢の変化に応じた質的向上や機能転換、用途変更や複合化・集約化
- ・必要性が認められない施設は、廃止・撤去

(1) 地方公共団体等の管理者の技術力の確保

- ・相談窓口の機能の充実
- ・基準の整備・提供と研修・講習の充実

(2) 地方公共団体等への予算に関連する措置

- ・既存の交付金等による支援や運用の改善の継続
- ・上記の戦略的な取組を地方公共団体等が推進できるよう、交付金制度の充実に向けた検討
- ・基本計画で示された工程表（ロードマップ）の実現に向け、必要に応じた交付期間の設定
- ・起債対象の拡充・明確化に係る地方整備局等の相談窓口等を通じて必要な情報提供

(3) 担い手確保に向けた入札契約制度等の見直し

- ・適正価格等の設定、発注ロットの最適化
- ・調査・設計・施工の各段階の連携強化、単価・数量精算方式の活用 等

8/19

4

1. 点検・診断／修繕・更新等

(4) 施設毎の取組

施設毎の総論

①道路（例）

- ・ 橋梁（約70万橋）、トンネル（約1万本）等については、5年に1回、近接目視による点検を省令にて規定したところ（平成26年3月公布、同年7月施行）。（中略）
- ・ 多くの施設を管理する地方公共団体は、予算不足・人不足・技術力不足であり、各道路管理者の責任で、点検・診断、修繕・更新等を実施するため、国等が必要な支援を実施する。

施設毎の個表

対象施設

施設	所管者としての取組	国の支援策等	管理者としての取組
道路施設 ・ 橋梁 ・ トンネル ・ 大型の構造物 ・ 横断歩道橋 ・ 門型標識 ・ シェッド等 等	○相談窓口の機能の充実 ・ 地方公共団体を対象に、各地方整備局等の道路部等を相談窓口とし、橋梁等の点検・診断等に関して、社会的に影響の大きな路線や構造が複雑な施設等について、国の職員等を派遣し、支援結果等を記録するなど、技術的支援を推進する。 ○基準・マニュアル等の整備・提供 ・ 橋梁、トンネル、大型の構造物の点検・診断については、地方公共団体等が用いられる後述の「VI. 2. 基準類の整備」の基準類について、年度中に必要な周知と実施を推進する。 ・ 橋梁、トンネル、大型の構造物の点検・診断については、後述の「VI.	○点検・診断／修繕・更新等 ・ 橋梁、トンネル、大型の構造物の点検・診断については、後述の「VI. 2. 基準類の整備」の基準類を適用し、5年に1回、近接目視による定期点検を実施し、健全度を4つの判定区分に診断する。 ・ 修繕・更新については、点検・診断の結果、損傷の原因、施設に求められる機能及びライフサイクルコスト等を踏まえ策定した個別施設計画（橋梁長寿命化修繕計画等）に基づき取組を継続する。 ○研修・講習の充実 ・ 職員を対象とした橋梁点検等に関する研修・講習について、国土交通大学校や各地方整備局等の技術事務所	

・ 国による管理方法等
・ 他の管理者が参考とすることが可能

以下の項目を基本として記載
 ○相談窓口の機能の充実
 ・ 対象、窓口、内容等
 ○基準・マニュアル等の整備・提供
 ・ 後述の「2. 基準類の整備」の基準類の位置づけ等
 ○研修・講習の充実
 ・ 対象、内容、場所、頻度等
 ○交付金等による支援
 ・ 点検、個別施設計画策定、修繕・更新等の支援の有無等

以下の項目を基本として記載
 ○点検・診断／修繕・更新等
 ・ 点検・診断の対応方針
 ・ 修繕・更新の対応方針
 ○研修・講習の充実
 ・ 内容、場所、頻度等

2. 基準類の整備

必要施策に係る取組の方向性の総論

(1) 体系的な整備

- ・ 建築基準法等の分野横断的な基準類や各分野の基準類の適切な運用、適時・適切な改定
- ・ 新規整備、点検、修繕・更新等の各段階での基準類の相互の整合性の確保 等

(2) 地域の実情に応じた基準の整備

- ・ 施設の重要度、設置環境等、地域の実情を考慮した点検の頻度や内容等の基準の設定

(3) 新たな技術や知見の基準類への反映

- ・ 新技術の普及状況や同じような事故・災害から得られた知見の関連基準類への反映

(4) 施設毎の取組

施設毎の総論

③砂防（例）

- ・ 地方公共団体における適時・適切な点検・評価の実施に資するよう、新たに点検ガイドラインを策定する。
- ・ これに基づく取組を進める中で、技術的知見を蓄積し、適時・適切に改定を行うなど、基準類の体系的な整備に向けた取組を推進する。

施設毎の個表

対象施設

施設	所管者としての取組	国の支援策等	管理者としての取組
砂防設備 ・ 地方公共団体へ 技術的助言 として周知する基準類として、右記のものを使用する。 ・ 地方公共団体へ 参考に情報提供 する基準類として、平成27年度までに、地方公共団体が適時・適切な点検・評価が実施できるよう、「点検ガイドライン」を策定する。 ・ 「点検ガイドライン」に基づく取組を通じて得られる技術的知見を収集・蓄積し、適時・適切に改定を行うなど、基準類の体系的な整備に向けた取組を推進する。	・ 点検・診断については、以下の基準類を適用する。 一 砂防設備の定期巡視点検に関する実施要領（案）（平成16年3月策定） 一 地すべり防止技術指針（平成20年1月策定）	・ 国の対応方針等 ・ 他の管理者が参考とすることが可能 ・ 点検・診断、修繕・更新等で適用する基準類を記載	
地すべり防止施設 急傾斜地崩壊防止施設	・ 「点検ガイドライン」に基づく取組を通じて得られる技術的知見を収集・蓄積し、適時・適切に改定を行うなど、基準類の体系的な整備に向けた取組を推進する。	・ 国が適用する基準類を地方公共団体等が使用する場合の位置付けを以下の3つの区分で記載 ○適用 ○技術的助言 ○参考情報	

3. 情報基盤の整備と活用

必要施策に係る取組の方向性の総論

(1) 不足情報の収集

- 点検・修繕等のメンテナンスサイクルの取組を通じ、最新の劣化・損傷の状況等の情報を収集
- 情報収集する項目やフォーマット等を明確化、一般化

(2) 情報の蓄積、地方公共団体等も含めた一元的な集約

- 収集した情報の蓄積、一元的な集約化
- 共通フォーマットの提示やシステムの共有等、地方公共団体等のデータベース構築の支援

(3) 情報の利活用と発信・共有

- 効果的な維持管理の実施、事故等に係る同種・類似のリスクを有する施設の特定、基準類の体系的整備や新技術の開発・活用等への積極的な活用
- 蓄積された情報を目的に応じて一定の条件を付した上で、可能な限り広く一般に公開

(4) 施設毎の取組

施設毎の総論

⑥ 港湾（例）

- 順次実施される点検診断等の結果について、その都度、データベースへ蓄積し、一元的な集約化を図る。
- データベースに集約された情報については、関係者間で共有することで、技術力の向上、的確な維持管理の推進を図る。

施設毎の個表

対象施設

施設	国の支援策等	所管者としての取組	国有港湾施設所有者としての取組
港湾施設 ・水域施設 ・外郭施設 ・係留施設 ・臨港交通施設 ・廃棄物埋立護岸	・平成26年度から、右記のデータベースの対象として、施設の諸元等の情報について、港湾管理者の施設を追加していく。 ・平成27年度までに、港湾管理者がデータベースへの情報の蓄積を完了できるように、システムの充実・強化の技術的支援を実施する。 ・平成28年度以降は、港湾管理者が蓄積した情報の更新ができるよう、システムの充実・強化等の技術的支援を継続する。	・平成21年度に、国有港湾施設を対象に、施設の諸元、点検・診断及び修繕・更新の履歴等を内容とするデータベースを構築済み。 ・平成25年度に、データベースへの情報の蓄積を完了したところであり、26年度以降は、情報の更新を継続する。 ・蓄積した情報は、港湾局及び各地方整備局等の港湾空港部等の中で広く共有する。	

・国の対応方針等
・他の管理者が参考とすることが可能

国・地方公共団体等に関するデータベースについて、以下の項目を基本として記載
 ○データベースの整備段階と時期
 ・データベースの構築
 ・情報の蓄積
 ・情報の更新
 ○情報共有の方針を以下の2つの区分で記載
 ・国と各管理者との間で共有（ハイ）
 ・関係者の中で広く共有（マルチ）

4. 個別施設計画の策定

(1) 対象施設

- 行動計画の対象施設のうち、以下の3つの施設を除く全ての施設について、予防保全型維持管理の考え方を前提とした個別施設計画の策定を推進
 - 一 経年的な損傷以外の損傷によって健全性が左右される施設
 - 一 主たる構成部が精密機械・消耗部材である施設
 - 一 規模の小さい施設

太字下線の施設：行動計画において、新たに計画の策定の対象となる施設

分野	対象施設
道路	橋梁、 トンネル 、 大型の構造物（横断歩道橋、門型標識、シェッド等）
河川・ダム	ダム、堰、水門、床止め、樋門・樋管、閘門、陸閘、揚排水機場、浄化施設、管理橋等
砂防	砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
海岸	堤防、護岸、胸壁、水門及び樋門、排水機場、陸閘、突堤、離岸堤、砂浜等 (施設の規模及び構造等の観点から予防保全の効果が低い施設を除く)
下水道	下水道（管路施設、処理施設、ポンプ施設等）
港湾	水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設、荷さばき施設、旅客乗降用固定施設、保管施設、船舶役務用施設、廃棄物埋立護岸、海浜、緑地、広場、移動式旅客乗降用施設 (小規模で利用上の重要度及び代替性等の観点から予防保全の効果が低い施設を除く)
空港	空港土木施設（滑走路、誘導路、エプロン、幹線排水、共同溝、地下道、橋梁、護岸）、 空港機能施設（航空旅客の取扱施設）
鉄道	鉄道（線路（橋梁、トンネル等構造物））、軌道（線路建造物）
自動車道	橋、トンネル、大型の構造物（門型標識等）
航路標識	航路標識（灯台、灯標、立標、浮標、無線方位信号所等）
公園	都市公園、特定地区公園（カントリーパーク）（事後保全型管理を行う施設を除く）
住宅	公営住宅、公社賃貸住宅、UR賃貸住宅
官庁施設	庁舎、宿舍等 (建築基準法第12条第2項及び官公庁施設の建設等に関する法律第12条第1項に規定する定期点検の対象外の施設を除く)
観測施設	該当なし

4. 個別施設計画の策定

必要施策に係る取組の方向性の総論

(2) 計画策定の推進と内容の充実

- 全ての管理者によって早期に計画の策定が進むよう、策定方針や手引きの策定等を実施
- 中長期的な予算管理に資するよう、概算費用の算定や計画期間の考え方についても明記
- 戦略的な取組に向け、都市計画や戦略等との相互連携の強化 等

(3) 施設毎の取組

施設毎の総論

③砂防（例）

- 国土交通省はもとより、地方公共団体による着実な取組が進むよう、個別施設計画（砂防関係施設長寿命化計画）策定ガイドラインを策定し、地方公共団体等に提供する。
- また、地方公共団体に対して防災・安全交付金による財政的支援を実施する。

施設毎の個表

対象施設

施設	所管者としての取組 国の支援策等	管理者としての取組
砂防設備	<ul style="list-style-type: none"> • 地方公共団体へ参考に情報提供する個別施設計画（砂防関係施設長寿命化計画）の策定方針等として、平成26年度中に、「砂防関係施設長寿命化計画策定ガイドライン」を策定する。 • 平成26年度から、地方公共団体が実施する「個別施設計画の策定・変更」について、前述の「VI. 1. 点検・診断／修繕・更新等〇交付金等による支援」のとおり、防災・安全交付金等の対象とし、30年度まで 	<ul style="list-style-type: none"> • 平成28年度までに、全ての対象施設にて個別施設計画を策定する。
地すべり防止施設		
急傾斜地崩壊防止施設		

• 国の対応方針等
• 他の管理者が参考とすることが可能

平成32年度の個別施設計画全体の策定期限内で個別施設毎に期限を設定

以下の項目を基本として記載
 〇策定方針や手引き等
 〇「VI. 1. 点検・診断／修繕・更新等〇交付金等による支援」に、全ての対象施設

5. 新技術の開発・導入

必要施策に係る取組の方向性の総論

(1) 技術研究開発の促進

- 管理ニーズ、インフラのボリューム感等の情報の提示、試行フィールドの提供等、民間等が技術研究開発に投資しやすい環境の整備
- モニタリング・ロボット技術に係る有識者会議の設置、管理ニーズの分野毎・メンテナンスサイクルの段階毎の整理、府省庁連携のもと技術シーズとのマッチング、公募による現場実証・評価

(2) 円滑な現場展開

- NETIS 等を活用し、管理ニーズを踏まえ公募した新技術の現場での積極的な活用・評価
- 評価に基づく新技術の特性等について「NETIS 維持管理支援サイト」で公表

(3) 施設毎の取組

施設毎の総論

⑦空港（例）

- 滑走路、誘導路等の点検・診断について、目視点検・打音検査では異常が発見されない損傷が存在することから、損傷の点検・診断手法の技術研究開発を進める。

施設毎の個表

対象施設

施設	研究開発	現場展開
空港土木施設	<ul style="list-style-type: none"> • 維持管理の効率化のための技術として、空港舗装点検システムを開発した。 	<ul style="list-style-type: none"> • 左記の技術について、国管理空港で段階的に現場導入を行っており、平成26年度に国管理の全空港で普及を完了する予定。
滑走路		
着陸帯	<ul style="list-style-type: none"> • 舗装の層間剥離を早期に確認するための技術として、熱赤外線カメラによる調査方法を確立した。 	<ul style="list-style-type: none"> • 左記の技術について、国管理空港で段階的に現場導入を行っており、平成26年度に国管理の全空港で普及を完了する予定。
誘導路		
エプロン		
排水施設	<ul style="list-style-type: none"> • 舗装の基層等における劣化・損傷等、目視点検・打音検査で異常が発見されない損傷が存在することから、損傷の点検・診断手法の技術研究開発を進 	<ul style="list-style-type: none"> • 左記の技術について、具体的な技術毎に研究開発及び現場展開（現場導入、普及）の段階とその時期を記載し、27年度以降の普及を目指す。
共同溝		
地下道		
橋梁		
場周・保安道路		
のり面		
擁壁		
護岸		

具体的な技術毎に研究開発及び現場展開（現場導入、普及）の段階とその時期を記載し、27年度以降の普及を目指す。

6. 予算管理

必要施策に係る取組の方向性の総論

- (1) トータルコストの縮減と平準化
 - ・「VI. 4. 個別施設計画の策定・推進」、**「VI. 5. 新技術の開発・導入」**を強力に推進
 - ・人口減少等の到来を見据え、国土の利用等に応じたインフラ機能の維持・適正化
- (2) 受益と負担の見直し
 - ・料金等を徴収している施設は、点検・診断結果に基づき、将来必要となる経費の見通しを明確化し、現在の料金等でその対応が困難な場合は、必要な財源の確保に向けて検討
 - ・導入時期は、点検・診断の結果等や、修繕・更新等の必要経費の将来見通しの算定状況、利用者負担の増加の程度や経済社会への影響等に配慮しつつ、個別施設毎に慎重に判断
- (3) 施設毎の取組
 - ②河川・ダム（例）
 - ・個別施設計画に基づく戦略的な維持管理・更新等を確実に推進し、必要な予算の安定的な確保に向けた取組を進める。

施設毎の総論

施設毎の個表

対象施設

施設	所管者としての取組	国の支援策等	管理者としての取組
河川管理施設 ・堰 ・水門 ・床止め ・樋門・樋管 ・閘門 ・陸閘 ・揚排水機場 ・浄化施設 ・管理橋 ・堤防 ・護岸	・地方公共団体が計画的な更新・修繕を実施することでトータルコストの縮減と平準化が図られるよう、前述の「VI. 1. 点検・診断／修繕・更新等〇交付金等による支援」及び「VI. 4. 個別施設計画の策定・推進」の取組を継続する。 ・中長期的な維持管理・更新費用のマネジメントの高度化に向け、河川にある様々な施設の実態に応じた耐用年数等を継続的に調査し、河川の管理に最適な対策の評価手法や、費用の推計手法の検討を行う。	・国の対応方針等 ・他の管理者が参考とすることが可能	・必要な予算の安定的な確保に努め、前述の「VI. 4. 個別施設計画の策定・推進」の個別施設計画に基づく計画的な点検・診断、修繕・更新を実施するとともに、前述の「VI. 5. 新技術の開発・導入」の取組を推進することで、トータルコストの縮減・平準化を図る。

以下の項目を基本として記載
 ○「VI. 4. 個別施設計画の策定・推進」
 ○「VI. 5. 新技術の開発・導入」

以下の項目を基本として記載
 ○「VI. 1. 点検・診断／修繕・更新等〇交付金等による支援」
 ○「VI. 4. 個別施設計画の策定・推進」

7. 体制の構築

必要施策に係る取組の方向性の総論

- (1) 維持管理・更新等に係る技術者の確保・育成
 - ・必要となる能力や技術を施設分野毎等に明確化し、民間資格の評価・認定
 - ・高度な技術力を有する技術者を活用した支援体制を確立 等
- (2) 管理者間の相互連携体制の構築
 - ・小規模な市町村においても将来にわたってインフラを管理できるよう、国、都道府県、市町村等の広域連携体制等を構築 等
- (3) 担い手確保に向けた環境整備
 - ・修繕工事等の小規模工事へ施工体制台帳の作成・提出義務を拡大し、施工体制の把握を徹底
 - ・技能労働者への適切な水準の賃金支払いの確保、社会保険等への加入徹底に向けた取組の強化
 - ・包括的民間委託やPPP/PFIの活用を検討、順次導入
- (4) 国民等の利用者の理解と協働の推進 等
 - ・民間団体等を協力団体等として指定し、維持管理の実施や占用に係る手続きを簡素化
 - ・施設の現地見学会や維持管理への参画等による国民の理解と協働を推進

7. 体制の構築

(5) 施設毎の取組

施設毎の総論

①道路（例）

・各道路管理者におけるメンテナンスサイクルを持続的に回す仕組みを構築するため、特に地方公共団体の取組みに対する体制支援を検討する。

施設毎の個表

対象施設

施設	所管者としての取組	国の支援策等	管理者としての取組
道路施設 ・橋梁 ・トンネル ・大型の構造物 ・横断歩道橋 ・門型標識 ・シェッド等 等	○技術者の確保・育成 ・平成26年度に、点検・診断等に関する民間資格について評価する資格制度の検討を行い、検討結果を踏まえた資格制度により、維持管理に関する技術的な水準の確保と適切な発注による品質の確保を図る。 ・上記に加え、点検・診断の信頼性を高めることが必要であり、平成26年度から、点検・診断の知識、技能、実務経験を有する技術者を確保するための資格制度を検討する。 ・前述の「VI. 1. 点検・診断／修繕・更新等○研修・講習の充実」の取組を継続し、技術者の育成を継続する。		○技術者の確保・育成 ・平成26年度に、点検・診断等に関する民間資格について評価する資格制度の検討を行い、検討結果を踏まえた資格制度により、維持管理に関する技術的な水準の確保と適切な発注による品質の確保を図る。 ・上記に加え、点検・診断の信頼性を高めることが必要であり、平成26年度から、点検・診断の知識、技能、実務経験を有する技術者を確保するための資格制度を検討する。 ・前述の「VI. 1. 点検・診断／修繕・更新等○研修・講習の充実」の取組を継続し、技術者の育成を継続する。

・国による管理方法等
・他の管理者が参考とすることが可能

以下の項目を基本として記載
○技術者の確保・育成
○管理者等の相互連携の強化
○担い手確保に向けた環境整備
○国民等に利用者の理解と協働の推進

以下の項目を基本として記載
○技術者の確保・育成
○管理者等の相互連携の強化

8. 法令等の整備

必要施策に係る取組の方向性の総論

(1) 責務の明確化

・点検や基準類等の位置付けが不明確な施設について、機会を捉えて法令等で明示し、管理者の責務を明確化

(2) 社会構造の変化に対応した制度の構築

・建築基準法等の分野横断的な法令等や各分野の法令等を引き続き適切に運用
・社会構造の変化や新たな課題に対応して制度化が必要な事項について機会を捉えて法令等を整備

(3) 施設毎の取組

施設毎の総論

④海岸（例）

・今後も、海岸法、海岸法施行令、海岸法施行規則及び関連する告示・通達等の所管法令等を適切に運用するとともに、本計画に基づく取組を進める中で必要となる制度や法令等について検討し、機会を捉えた整備を行う。

施設毎の個表

対象施設

施設	所管者としての取組
海岸保全施設 ・堤防 ・護岸 ・胸壁 ・水門及び樋門 ・排水機場 ・陸閘 ・突堤 ・離岸堤 ・砂浜 等	平成26年度に以下の事項について海岸法の改正案等、必要な法令等を提出。 ・海岸管理者の海岸保全施設に関する維持・修繕の責務を明確化。 ・予防保全の観点から維持又は修繕に関する技術的基準の策定。 ・海岸協力団体の指定による清掃や希少動植物の保護等、地域の実情に応じた多岐にわたる海岸管理の充実。

平成25、26年度の法令等の改正内容を記載

VII. フォローアップ計画

- 「行動計画のフォローアップ」として、実施する目的、内容及び体制並びに国土交通省ホームページの活用等について記載している（概要は下記参照）。

- 本計画を継続し発展するため、「VI. 必要施策に係る取組の方向性」の「施設毎の具体的な取組」を引き続き充実・深化
- 併せて、上記の取組も含む計画に関する進捗状況を把握するとともに、進捗が遅れている施策の課題の整理と解決方策等の検討を行うため、必要に応じ、「社会資本の老朽化対策会議」等においてフォローアップを実施
- 必要に応じ、「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において報告するとともに、他省庁との連携方策のあり方についても適宜見直しを実施
- 本計画の取組の進捗や、各分野における最新の取組状況等については、以下の国土交通省ホームページ等を通じて積極的に情報提供を実施

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/point/sosei_point_mn_000003.html

国土交通省 インフラ長寿命化計画（行動計画） 工程表 概要版

略称等の表記に係る凡例

○各分野、施設に係る略称の表記

①道…道路

（橋梁）…橋梁

（定期点検）…定期点検基準に基づいた点検結果

②河…河川

②ダ…ダム

③砂…砂防

④海…海岸

⑤下…下水道

⑥港…港湾

⑦空…空港

（土）…空港土木施設

（無）…航空保安施設（無線施設）

（灯）…航空保安施設（航空灯火）

（機能）…空港機能施設

⑧鉄…鉄道

⑨自…自動車道

⑩航路…航路標識

⑪園…公園

⑫住…住宅

（営）…公営住宅

（社）…公社賃貸住宅

（U）…UR賃貸住宅

⑬官…官庁施設

⑭観…観測施設

（測量標）…測量標

（気）…気象レーダー施設

○その他の表記

- ・着色済みの矢印…工程表で「横断的な取組」として記載している内容
- ・無色の矢印…工程表で各分野・施設毎の取組として記載している内容
- ・H〇〇d…平成〇〇年度

国土交通省 インフラ長寿命化計画(行動計画) 工程表・概要

～平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
1. 点検・診断／修繕・更新等 ○担い手確保に向けた入札契約制度等の見直し							
複数工事の包括発注や複数年契約等の推進							
施工実態等を踏まえた点検業務・修繕工事のより適正な価格等の設定のため、積算基準を随時見直し							
多様な入札契約方式の運用指針を策定		多様な入札契約方式の運用指針を随時見直し					
所管者としての取組							
東海・東南海・南海地震等の地震が想定される地域等で海岸管理者が実施する海岸堤防等（昭和45年以前に整備）の 老朽化調査を完了できるよう、技術的・財政的支援を継続 【④海】				施設の長寿命化等に必要な維持管理・更新を適切に実施 【⑥港】			
重要港湾以上の主要な施設について、個別施設計画のうち維持管理計画（H24年度時点で策定されているもの）に基づき対策を実施 【⑥港】							
○相談窓口の機能の充実							
・ワンストップ窓口を地方整備局の企画部に設置、運営 ・支援メニューを明確化 ・知識・ノウハウの共有を促進							
地公体等を対象に、各地方局等を窓口とした技術的支援を推進 【①道、②河・ダ、③砂、④海、⑥港、⑦空(土)、⑨自、⑪園、⑬官】							
地公体等を対象に、研究所等を窓口とした技術的支援を推進 【②ダ、⑤下、⑥港、⑦空(土)】							
河川管理経験者の活用に関する役割の付与等、窓口の機能を充実 【②河】							
都道府県を対象に、定期検査への専門家の派遣、専門知識の提供等の支援を継続 【②ダ】							
相談窓口による技術支援の対象を民間企業にも拡大【⑥港】							
○基準・マニュアル等の整備・提供							
「Ⅵ. 2. 基準類の整備」の基準類を地公体等に必要な周知・助言、技術的助言として周知、参考に情報提供、又は周知徹底・指導等 【①道、②河・ダ、③砂、④海、⑤下、⑥港、⑦空、⑧鉄、⑨自、⑪園、⑫住(営・U)、⑬官】							
各道路管理者が以下を実施する際、必要な助言等を実施 【①道】							
・橋梁等や施設の重要度や健全度等から優先順位を決めて点検を実施 ・利用状況を踏まえ、必要に応じて橋梁等の集約化・撤去を検討				・必要な修繕ができない場合、通行規制・通行止めを実施			
地公体に対し、必要に応じて的確な措置を講じるよう勧告・指示を検討 【①道】							
保全実態調査により保全の実施状況が良好でない官庁施設を把握した上で、各省各庁に対して、以下の必要な取組を行うよう、保全指導を継続 【⑬官】							
・建築基準法、官公庁施設の建設等に関する法律等の関係法令に基づく定期点検の確実な実施 ・保全の基準に基づく建築物の各部等の保全の確実な実施							
○研修・講習の充実							
地公体等の職員を対象とした、研修・講習について、国土交通大学校、各地方支分部局や国土技術政策総合研究所等で開催							
・毎年開催【①道、②河・ダ、③砂、④海、⑥港、⑦空(無・灯)、⑪園】 ※①道、②河・ダ、④海、⑪園はH26dから開催 ・随時開催【①道、⑦空(土)、⑧鉄】 ※①道はH26dより内容を充実 ⑦空(土)はH26dより内容を充実、参加組織数・人数を拡大							
国土交通省の職員向けの研修を地公体等の職員にも拡大 ・毎年開催【②河・ダ、⑥港】 ※②河・ダはH27dから							
○交付金等による支援							
地公体等の実施する下記のものへ支援							
・点検等【①道、⑤下】 ・個別施設計画の策定等【①道、②河・ダ、③砂、④海、⑤下、⑥港、⑪園、⑫住(営)】 ※②河・ダはH29dまで ※③砂はH26～30d ※④海はH26～30d(一部～32d) ※⑥港はH26dまで ※⑪園はH30dまで ※①道、②河・ダ、③砂は変更も支援 ・修繕・更新等【①道、②河・ダ、③砂、④海、⑤下、⑥港、⑦空(土、灯)、⑧鉄、⑪園、⑫住(営)】 ※②河はH29dまで ※⑧鉄はH20dから ※②河・ダ、③砂、④海、⑤下、⑫住(営)は個別施設計画の策定が条件 ⑫住(営)はH26dから ※②河は「は延命化に必要な措置」、②ダは「改良」、③砂は「改築」、④海は「老朽化対策」が支援対象							
点検を適正に実施している地公体に対し、健全度や重要度に応じた交付金の重点配分、複数年にわたり集中的に実施する大規模修繕・更新を支援する制度を検討 【①道】							
○担い手確保に向けた入札契約制度等の見直し							
橋梁の修繕に関する歩掛を3工種新設 【①道】		引き続き、施工実態等を踏まえた適正な価格等の設定のために積算基準を見直し 【①道】					
更新等に関する積算基準について、施工実態等を踏まえた適正な価格等の設定のための積算基準の見直しを継続 【⑥港】							
管理者等としての取組							
○点検・診断／修繕・更新等							
点検・診断について、「Ⅵ. 2. 基準類の整備」の基準類に基づき適時・適切に実施 【①道、②河・ダ、③砂、⑦空、⑩航路、⑪園、⑬官、⑭観】							
修繕・更新について、個別施設計画に基づく取組を継続 【①道、②河・ダ、③砂、⑥港、⑦空(土)、⑩航路、⑪園】 ※③砂は、⑪園は「Ⅵ. 2. 基準類の整備」にも基づき実施 ※⑥港は施設の集約等を図りつつ実施							
保全について、「Ⅵ. 2. 基準類の整備」の基準類に基づく保全の実施等により、施設の保全状況が「良好」と判断される施設の割合を80%以上となるよう取組を継続 【⑬官】							
修繕・更新について、点検・診断結果に基づく取組を継続 【⑭観】							
○研修・講習の充実							
職員を対象に、研修・講習について、国土交通大学校、各地方支分部局や国土技術政策総合研究所等で開催							
・毎年開催【①道、②河・ダ、③砂、⑥港、⑦空(土)、⑩航路、⑬官、⑭観(気)】 ※②河・ダはH26dから開催 ⑦空(土)はH26dから内容を充実 ・随時開催【⑦空(無線・灯)】							
○担い手確保に向けた入札契約制度等の見直し							
建築保全業務に係る共通仕様書や積算基準等を活用した適正な保全業務の委託の実施を継続的に推進 【⑬官】							

国土交通省 インフラ長寿命化計画(行動計画) 工程表・概要

～平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
---------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------

2. 基準類の整備

所管者としての取組

本文に記載した基準類を地公体等に適用、技術的助言として周知、参考に情報提供するものとして使用

- ・適用【⑥港、⑧鉄、⑫住、⑬官】
- ・技術的助言として周知【②河・ダ、③砂、⑧鉄、⑪園】
- ・参考に情報提供【①道、⑥港、⑦空(無・灯)、⑧鉄、⑨自】

新たな基準類の策定等を行い、地公体等に適用、技術的助言として周知、参考に情報提供するものとして使用

- ・適用【①道、⑦空(土)】 ※①道はH26.7策定 ※⑦空(土)はH25.9策定・H26.4適用
- ・技術的助言として周知【①道、②河・ダ、④海、⑧鉄、⑪園】 ※①道はH26.7 ※②河はH26.3 ※②ダはH26.4 ※④海はH26.3 ※⑧鉄はH26d上半期 ※⑪園はH26d中
- ・参考に情報提供【③砂、⑤下、⑥港、⑨自】 ※③砂はH27d中 ※⑤下はH26d上半期 ※⑥港はH26.3及びH26.5 ※⑨自はH26d中

基準類の適時・適切な改定等

【②河・ダ、③砂、④海、⑤下、⑥港、⑦空(土)、⑧鉄、⑨自、⑬官】 ※⑨自はH27d～

管理者等としての取組

本文に記載した基準類を適用

- ・適用【①道、②河・ダ、③砂、⑥港、⑦空(無・灯)、⑩航路、⑪園、⑬官、⑭観】

新たな基準類の策定等を行い、適用

- ・適用【①道、②河・ダ、⑥港、⑦空(土)、⑩航路、⑪園、⑭観(測量標)】
- ※①道はH26.7 ※②河はH26.3 ※②ダはH26.4 ※⑥港はH26.3 ※⑦空(土)はH25.9策定・H26.4適用 ※⑩航路はH25d ※⑪園はH26d ※⑭観はH26d

基準類の適時・適切な改定等

【②河・ダ、⑦空(土)、⑩航路、⑬官】 ※⑨自はH27d～

3. 情報基盤の整備と活用

所管者としての取組

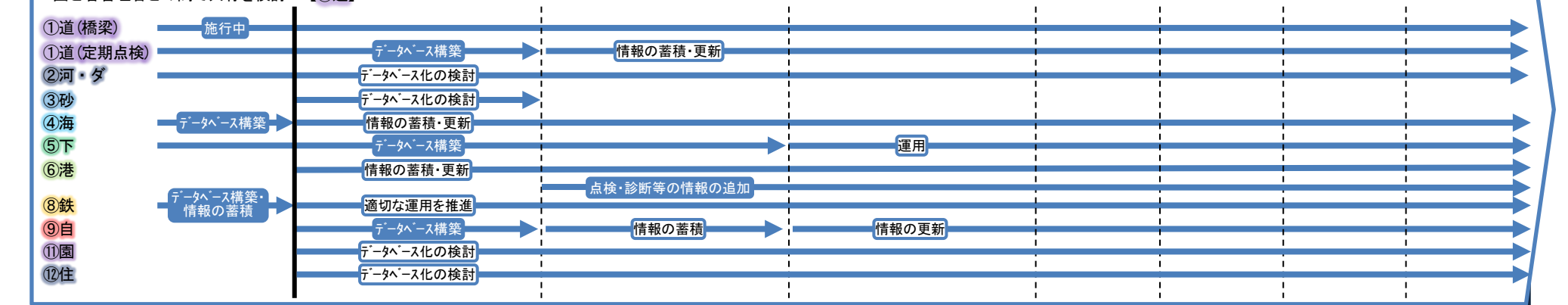
情報プラットフォームのシステム検討、プロトタイプ整備

システム検討・構築
プロトタイプ部分の運用・評価

システム運用開始

地公体等のデータベースの構築・情報の蓄積・情報の更新

- ・国と各管理者との間で共有【⑨自】
- ・関係者の中で広く共有【②河・ダ、③砂、④海、⑤下、⑥港、⑪園】 ※⑤下、⑪園は必要に応じ民間企業等に情報提供
- ・国と各管理者との間で共有を検討【①道】



維持管理情報について、更新をできるよう、技術的な支援を継続【④海】

データベースにより効率的な維持管理手法の実現や研究機関における技術開発の促進等を図る【⑤下】

点検・調査結果に関するデータのとりまとめについて、防災・安全交付金等による財政的支援を継続【⑤下】

空港管理者に対し、「空港内の施設の維持管理指針」に基づき、施設の諸元、施工条件、点検・診断及び修繕・更新等の情報を蓄積し、維持管理に活用するよう指導を継続【⑦空(土)】

地方管理空港等の職員に対し、保守点検実施情報、障害情報等の蓄積・活用に関する指導を毎年実施【⑦空(無)】

地方管理空港等の職員に対し、技術報告会を通じて技術管理情報等の収集・共有を毎年実施【⑦空(灯)】

鉄道事業者等に対し、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」等に基づき、検査等の記録を作成・保存するよう指導を継続【⑧鉄】

自動車道事業者がデータベースへの情報の蓄積、更新をできるよう、技術的な支援を継続【⑨自】

URIにおいて、データベースを構築【⑫住(U)】

適切な運用が図られるよう、必要に応じて情報提供【⑫住(U)】

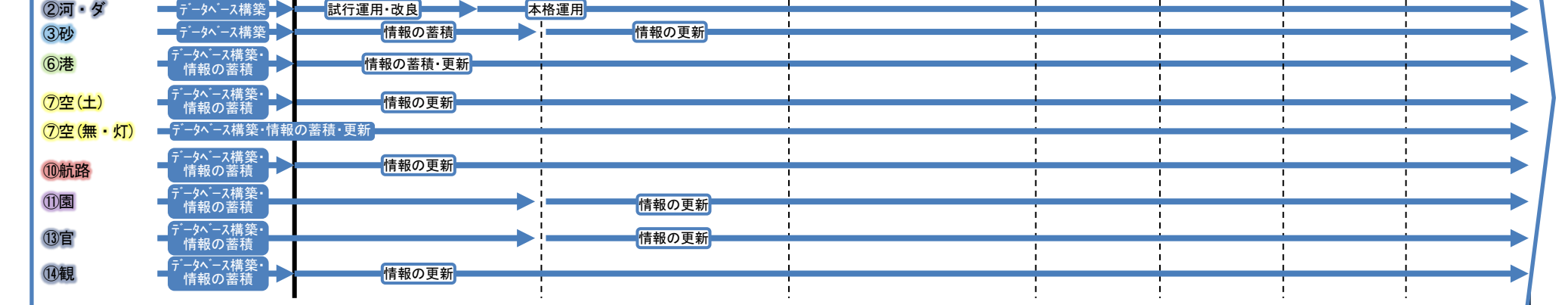
全ての官庁施設を対象とし、データベース(官庁施設情報管理システム(BIMMS-N))に情報を蓄積【⑬官】

各省庁に対して保全実態調査を実施し、情報を毎年更新【⑬官】

管理者等としての取組

国のデータベースの構築・情報の蓄積・情報の更新

- ・関係者の中で広く共有【②河・ダ、③砂、⑥港、⑦空、⑩航路、⑪園、⑬官、⑭観】
- ・国と各管理者との間で共有を検討【①道】



データ入力、利活用を容易にするためのICT活用を推進【②河】

「空港舗装巡回等点検システム」を全ての国管理空港に導入【⑦空】

国土交通省 インフラ長寿命化計画(行動計画) 工程表・概要

～平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
4. 個別施設計画の策定・推進							
所管者としての取組							
全国の橋梁（15m以上）の個別施設計画（道路橋長寿命化修繕計画）を策定 【①道】							
15m未満の橋梁、トンネル、大型の構造物についても、個別施設計画の策定を推進 【①道】							
供用開始後30年を経過した施設を管理している地公体において、個別施設計画が策定されるよう、取組を推進 【⑤下】							
都市基幹公園・大規模公園を有する地公体の6割で個別施設計画（長寿命化計画）を策定 【⑪園】							
各省各庁との連携のもと、個別施設計画の策定を推進 【⑬官】							
策定方針や手引きの策定等を行い、技術的助言として周知、又は参考に情報提供 【③砂、④海、⑤下、⑥港、⑧鉄、⑨自、⑪園、⑬官】 ※③砂、⑥港、⑨自はH26d策定 ※④海はH25d改定							
個別施設計画の策定に必要な情報提供等を実施 【⑦空(機能)、⑫住、⑬官】							
「空港内の施設の維持管理指針」の策定 【⑦空(土)】							
空港管理者に対し、同指針に基づき、指導を継続 【⑦空(土)】							
鉄道事業者等について、個別施設計画（「鉄道に関する技術上の基準を定める省令等に基づき規定した実施基準等」及びそれらに基づく記録等）に基づき、施設の維持管理・更新等が的確であるかを確認するため、保安監査等により指導を継続							
地公体等の実施する個別施設計画の策定等へ防災・安全交付金等により支援 ・個別施設計画の策定等 【①道、②河・ダ、③砂、④海、⑤下、⑥港、⑪園】 ※②河・ダはH29dまで ※③砂はH26～30d ※④海はH26～30d(一部～32d) ※⑥港はH26dまで ※⑪園はH30dまで ※①道、②河・ダ、③砂、⑪園は変更も支援							
地公体等の実施する対策への交付金等について、個別施設計画の策定を要件化 【⑤下、⑫住(公営)】 ※⑫住(営)はH26dから							
管理者等としての取組							
トンネルについて個別施設計画を策定 【①道】							
大型の構造物について個別施設計画を策定 【①道】							
主要な河川管理施設について、個別施設計画を策定 【②河】							
その他の河川管理施設について、個別施設計画を策定 【②河】							
国交省が管理するダムについて、個別施設計画を策定 【②ダ】							
全ての対象施設につき個別施設計画（砂防関係施設長寿命化計画）を策定 【①砂】							
個別施設計画のうち維持管理計画について、定期的な点検・診断等を踏まえ、適宜内容の見直し 【⑥港】							
空港毎に個別施設計画を策定							
随時見直しを行っていくことで、戦略的な維持管理・更新を実施 【⑦空(土)】							
全ての対象施設につき個別施設計画（長寿命化計画）を策定 【⑩航路】							
点検・診断結果や維持管理状況等を踏まえ、同計画の取組を推進 【⑩航路】							
国営公園について、公園施設長寿命化計画策定指針（案）に基づき、個別施設計画（長寿命化計画）の策定を推進 【⑪園】							
対象とする全ての施設で個別施設計画（「中長期保全計画」及び「保全台帳」）を策定 【⑬官】							
策定した個別施設計画は適宜更新 【⑬官】							
5. 新技術の開発・導入							
寒冷な自然環境下における構造物の維持管理のための技術開発等 (劣化診断手法、性能評価手法、予防保全策、適切な施工法など)							
現場導入、評価・改良							
普及							
「社会インフラのモニタリング技術活用推進検討委員会」等における、 技術の活用推進に向けた方向性検討、現場実証に向けたニーズとシーズのマッチング							
<ul style="list-style-type: none"> 現場実証の実施とその結果の評価・分析 モニタリングデータと社会インフラの損傷・劣化等の関係性検討 随時現場導入・普及 							
「次世代社会インフラ用ロボット開発・導入検討会」によるニーズとシーズのマッチング(重点分野の策定)							
<ul style="list-style-type: none"> 「次世代社会インフラ用ロボット現場検証委員会」を通じた産学によるロボット技術の公募及び国交省の施設等での現場検証・評価 随時現場導入・普及 							
開発途上の新技術の開発・改良に対する支援(経済産業省・NEDOによるプロジェクト)							
<ul style="list-style-type: none"> ロボットに関して以下の取組を実施 【①道、②河・ダ】 近接目視等を代替・支援する技術等について、民間等のロボットを公募 国交省の施設等への現場導入・普及に向けた現場検証・評価 随時現場導入・普及 							
NETIS上に維持管理に係る技術を対象とした「維持管理支援サイト」を立ち上げ							
現場における活用・評価の結果有用と判断された技術につき、「維持管理支援サイト」における情報提供等を通じて普及促進							
現場のニーズに基づくテーマを設定し公募した維持管理に係る新技術を、現場で活用・評価							
以下の技術について、研究開発・現場展開、マニュアルの策定や地公体等に対する情報提供等を実施							
<ul style="list-style-type: none"> 道路ストックの長寿命化に関する点検合理化 【①道】 効果的なダム堤体の健全度診断等 【②ダ】 海岸保全施設の点検合理化 【④海】 鉄筋コンクリートの鉄筋腐食状況のセンサーによる感知、鋼材の肉厚を計測するための超音波を用いた非接触式測定、視覚データを連続的に取得する遠隔操作無人調査装置（ROV等） 【⑥港】 空港舗装点検システムによる維持管理の効率化、熱赤外線カメラによる舗装の層間剥離の早期確認、損傷の点検・診断手法、維持管理に配慮した構造・工法 【⑦空(土)】 軽量化された打音検査装置 【⑧鉄】 改修等のための技術、外壁診断装置 【⑫住】 河道、堤防、コンクリートの効率的な点検・診断技術と長寿命化 【②河】 砂防設備等の点検合理化 【③砂】 早く安価に調査可能な新技術 【⑤下】 腐食劣化診断モニタリング技術 【⑩航路】 長寿命化に資する材料・構工法 							

国土交通省 インフラ長寿命化計画(行動計画) 工程表・概要

～平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
6. 予算管理							
所管者としての取組							
「Ⅵ. 1. 点検・診断／修繕・更新等 ○交付金等による支援」及び「Ⅵ. 4. 個別施設計画の策定・推進」の取組を継続 【①道、②河・ダ、③砂、④海、⑤下、⑥港、⑦空、⑧鉄、⑩園、⑫住(宮)、⑬官】 ※⑬官は「Ⅵ. 4. 個別施設計画の策定・推進」の取組のみ							
高速道路について、建設債務の償還後、15年を上限として料金を継続して徴収し、更新事業を実施(第186回国会に法案を提出中) 【①道】							
河川にある様々な施設の実態に応じた耐用年数等を継続的に調査し、河川の管理特質に適した対策の評価手法、維持管理・更新手法を検討 【②河】							
定期点検結果等を用いた維持管理計算プログラム(LCCプログラム)を港湾管理者に提供 【⑥港】							
地方空港管理者等が適切な更新時期を決定できるよう、航空局及び地方航空局の保安部において、毎年指導を実施 【⑦空(無・灯)】							
各省各庁や地公体等に対し、保全業務に係る費用算出について、引き続き技術的支援を実施 【⑬官】							
「中長期における官庁施設の整備計画」を策定 【⑬官】							
必要に応じて随時見直し 【⑬官】							
管理者等としての取組							
以下の取組を継続 ・必要な予算の安定的な確保に努める 【①道、②河・ダ、③砂、⑥港、⑦空、⑩航路、⑪園、⑬官、⑭観】 ・「Ⅵ. 4. 個別施設計画の策定・推進」に基づく計画的な点検・診断、修繕・更新等の実施 【①道、②河・ダ、③砂、⑥港、⑦空(土)、⑩航路、⑪園、⑬官】 ・「Ⅵ. 5. 新技術の開発・導入」 【①道、②河・ダ、③砂、⑥港、⑦空(土)、⑩航路、⑬官】							
障害情報等のデータベース等を活用して適切な更新時期を決定 【⑦空(無)】							
7. 体制の構築							
○担い手確保に向けた環境整備							
建設産業活性化会議における中間とりまとめ							
建設産業にとって魅力ある環境整備の総合的な検討・実施・推進							
維持管理PPP/PFIの事例集の作成							
維持管理PPP/PFIのモデル案件形成の重点支援の実施							
所管者としての取組							
鉄道事業者等における施設等の維持管理・更新状況が的確であるかを確認する保安監査について、監査の方法及び組織体制の強化・充実 【⑧鉄】							
○技術者の確保・育成							
点検・診断等に関する民間資格について評価する資格制度を検討							
資格制度を検討・充実 【①道、②河・ダ、③砂、④海、⑤下、⑥港、⑦空、⑩園】							
点検・診断の知識、技能、実務経験を有する技術者を確保するための資格制度を検討 【①道】							
高度な技術力を有する国の技術者による支援体制を継続 【②河】							
各省各庁において、施設保全責任者が設置され、保全指導体制が確立されるよう保全指導を引き続き実施 【⑬官】							
「Ⅵ. 1. 点検・診断／修繕・更新等 ○研修・講習の充実」の取組を推進し、技術者の育成を継続 【①道、②河・ダ、③砂、④海、⑥港、⑦空、⑧鉄、⑩園、⑬官】							
○管理者等の相互連携の強化							
地公体支援のため、国の研究所、各地方整備局等の技術事務所及び国道事務所等の体制強化、専門的知見を有する職員の育成に取り組む 【①道、⑥港】							
地公体等との会議等を活用して情報共有等を継続 【②河・ダ、③砂、⑥港、⑩園、⑫住】							
国・都道府県・市町村から構成される支援組織を都道府県毎に設置し、市町村を対象に技術的支援を実施 【①道】							
メンテナンス業務について、地域単位での一括発注や複数年契約等、効率的な方式の導入を検討 【①道】							
橋梁等の点検・診断等に関し、社会的影響のある路線や構造が複雑な施設等について、技術的、財政的支援を行う体制や制度を構築 【①道】							
地公体が管理する高度な技術を要する橋梁等の緊急的な修繕・更新については、国による代行制度の活用を検討 【①道】							
重要性・緊急性の高い橋梁等は、利用状況を踏まえた集約化・撤去を進めつつ、必要に応じて、国や高速道路会社が定期点検や修繕等を代行することを検討 【①道】							
橋梁等の点検や修繕等について、実務経験のある技術者の登録等により現場での有効活用を検討 【①道】							
重大な事故発生直後より、地公体の要請に応じて、原因の究明や再発防止策等を検討する常設の第三者委員会を設置 【①道】							
広域連携・広域支援等の推進に向けた検討 【⑤下】							
産学官の各主体が有する維持管理に係る技術的知見、ノウハウ(経験知)等を共有し、情報交換と連携・支援を推進 【⑦空】							
「Ⅵ. 1. 点検・診断／修繕・更新等 ○研修・講習の充実」の取組を継続し、管理者等の相互連携を強化 【⑬官】							

国土交通省 インフラ長寿命化計画(行動計画) 工程表・概要

～平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
所管者としての取組 ○国民等の利用者の理解と協働の推進 施設の現地見学等による広報活動に係る取組を継続 【①道、⑤下、⑥港】 ※①道はH26dから 橋梁等の老朽化の状況、点検・診断結果や措置の実施状況等に関する情報を支援組織でとりまとめ、国民・道路利用者と積極的な共有を検討 【①道】 各地域における産学官の連携による橋守制度の取組拡大等、老朽化の現状や対策についての理解と協働の取組を推進 【①道】 「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」の策定・公表 「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」に基づき、許可基準の見直し及び適正利用者に対する許可手続きを簡素化、悪質な違反者に対して厳罰化 【①道】 河川協力団体制度の創設 河川協力団体制度の運用、河川環境の整備・保全、生活環境の維持、広報・啓発活動等、市民団体等との連携強化を推進 【②河・ダ】 地元住民の維持管理への参画が促進されるよう、都道府県の取組事例を周知、共有 【③砂】 海岸協力団体制度の創設 海岸協力団体の認定基準の検討 海岸管理者と海岸協力団体の連携を強化するための取組を推進 【④海】 施設の現地見学や出前講座等による広報活動に係る取組を継続 【⑤下】 管理者等としての取組 ○技術者の確保・育成 点検・診断等に関する民間資格について評価する資格制度を検討 資格制度を検討・充実 【①道、②河・ダ、③砂、⑥港、⑦空、⑩園】 点検・診断の知識、技能、実務経験を有する技術者を確保するための資格制度を検討 【①道】 航路標識の附属施設について、準拠する民間資格制度の利活用の検討、運用 【⑩航路】 管理する全ての官庁施設で施設保全責任者を設置 【⑬官】 「Ⅵ. 1. 点検・診断/修繕・更新等 ○研修・講習の充実」の取組を推進し、技術者の育成を継続 【①道、②河・ダ、③砂、⑥港、⑦空、⑬官】 ○管理者等の相互連携の強化 地公体との会議等を活用して情報共有を継続 【②河・ダ】 各種会議において点検、維持管理に係る情報共有を継続 【③砂】 港湾管理者と協働で、港湾単位の維持管理・更新計画である予防保全計画を策定・更新 【⑥港】 産学官の各主体が有する維持管理に係る技術的知見、ノウハウ(経験知)等を共有し、情報交換と連携・支援を推進 【⑦空】 地方整備局等の担当者が集まる会議等を活用し、情報提供を継続 【⑩園】 ○国民等の利用者の理解と協働の推進 河川協力団体制度の創設 河川協力団体制度の運用、河川環境の整備・保全、生活環境の維持、広報・啓発活動等、市民団体等との連携強化を推進 【②河・ダ】							

8. 法令等の整備 ・法律・政令・省令及び告示・通達等の所管法令等を適切に運用 【全分野】 ・本計画に基づく取組を進める中で必要となる制度や法令等について検討・整備 【全分野】 道路法等の改正 ・予防保全の観点も踏まえて道路の点検を行うべきことを明確化 道路法施行規則等の施行 ・5年に1回、近接目視を基本とする点検を規定 ・健全度の判定を4つに区分 道路整備特別措置法・高速道路機構法等の改正 ・高速道路機構・高速道路会社間の協定と高速道路機構の業務実施計画に更新事業を明記 ・更新需要に対応した新たな料金徴収年限の設定 河川法改正 ・点検の規定の整備 政省令の改正 ・技術基準の規定 河川法改正 ・許可工作物の設置者に対し、技術的基準を踏まえた指導を実施 海岸法等の改正 ・海岸管理者の海岸保全施設に関する維持・修繕の責務を明確化 ・予防保全の観点から維持又は修繕に関する技術的基準を策定 ・海岸協力団体の指定による地域の実情に応じた多岐にわたる海岸管理の充実 港湾法改正 ・点検の規定の明確化等 省令・告示の改正							
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--